

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年6月22日
【事業年度】	第102期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）
【会社名】	株式会社 東北銀行
【英訳名】	THE TOHOKU BANK,LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 佐藤 健志
【本店の所在の場所】	岩手県盛岡市内丸3番1号
【電話番号】	019(651)6161(代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 橋場 大輔
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋室町三丁目4番7号 株式会社 東北銀行 東京事務所
【電話番号】	03(3270)2854
【事務連絡者氏名】	東京事務所長 齋坂 勝士
【縦覧に供する場所】	株式会社 東北銀行 仙台支店 (宮城県仙台市青葉区国分町一丁目6番18号) 株式会社 東北銀行 東京支店 (東京都中央区日本橋室町三丁目4番7号) 株式会社 東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移

		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
		(自 2017年 4月1日 至 2018年 3月31日)	(自 2018年 4月1日 至 2019年 3月31日)	(自 2019年 4月1日 至 2020年 3月31日)	(自 2020年 4月1日 至 2021年 3月31日)	(自 2021年 4月1日 至 2022年 3月31日)
連結経常収益	百万円	15,566	13,840	13,738	13,548	13,807
連結経常利益	百万円	963	1,285	1,599	1,743	2,118
親会社株主に帰属する当期 純利益	百万円	618	908	1,111	1,149	1,337
連結包括利益	百万円	703	1,309	616	2,589	321
連結純資産	百万円	38,238	39,069	37,977	40,100	39,923
連結総資産	百万円	857,776	863,500	866,543	1,021,517	1,026,975
1株当たり純資産額	円	2,980.69	3,069.14	2,954.08	3,175.82	3,154.96
1株当たり当期純利益	円	64.62	95.92	117.30	121.34	141.08
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	37.83	48.72	51.35	65.23	69.22
自己資本比率	%	4.45	4.52	4.38	3.92	3.88
連結自己資本利益率	%	1.62	2.35	2.88	2.94	3.34
連結株価収益率	倍	22.17	10.94	7.44	9.41	7.21
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	33,700	12,394	3,229	127,674	11,063
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	65,339	23,959	22,348	3,090	916
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	484	477	474	474	474
現金及び現金同等物の 期末残高	百万円	46,140	57,227	31,175	155,284	164,956
従業員数	人	631	630	610	597	596
[外、平均臨時従業員数]		[236]	[220]	[201]	[191]	[202]

(注) 1. 2017年10月1日付で普通株式及び第一種優先株式10株につき1株の割合で株式併合いたしました。2017年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算出しております。

2. 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部の合計で除して算出しております。

3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 当行の当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第98期	第99期	第100期	第101期	第102期
決算年月		2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月	2022年3月
経常収益	百万円	14,445	12,616	12,390	12,048	12,034
経常利益	百万円	1,365	1,599	1,811	1,700	1,982
当期純利益	百万円	1,085	1,297	1,388	1,182	1,280
資本金	百万円	13,233	13,233	13,233	13,233	13,233
発行済株式総数						
普通株式	千株	9,509	9,509	9,509	9,509	9,509
第一種優先株式		4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
純資産	百万円	36,284	37,583	36,915	38,889	38,679
総資産	百万円	855,256	861,046	864,522	1,019,372	1,024,987
預金残高	百万円	807,170	810,863	816,382	897,069	897,606
貸出金残高	百万円	552,482	571,198	590,264	631,880	634,016
有価証券残高	百万円	201,125	177,952	197,497	199,173	198,167
1株当たり純資産額	円	2,774.50	2,912.27	2,841.94	3,048.11	3,023.75
1株当たり配当額						
普通株式		27.50	50.00	50.00	50.00	50.00
(内1株当たり中間配当額)	円	(2.50)	(25.00)	(25.00)	(25.00)	(25.00)
第一種優先株式		0.825	0.00	0.25	0.00	0.00
(内1株当たり中間配当額)		(0.075)	(0.00)	(0.125)	(0.00)	(0.00)
1株当たり当期純利益	円	113.97	136.98	146.50	124.75	135.07
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	66.44	69.58	64.13	67.07	66.27
自己資本比率	%	4.24	4.36	4.27	3.81	3.77
自己資本利益率	%	3.02	3.51	3.72	3.11	3.30
株価収益率	倍	12.57	7.66	5.95	9.16	7.53
配当性向	%	43.87	36.50	34.12	40.08	37.01
従業員数	人	583	585	557	551	551
[外、平均臨時従業員数]		[231]	[212]	[191]	[180]	[188]
株主総利回り		96.29	74.67	66.42	87.20	82.33
[比較指標：配当込み T O P I X業種別指数 (銀行業)]	%	(103.42)	(87.83)	(67.92)	(96.28)	(107.29)
最高株価	円	1,639 (158)	1,508	1,119	1,300	1,153
最低株価	円	1,408 (146)	1,028	730	780	953

- (注) 1. 第102期(2022年3月)中間配当についての取締役会決議は2021年11月15日に行いました。
2. 2017年10月1日付で普通株式及び第一種優先株式10株につき1株の割合で株式併合いたしました。第98期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算出しております。
3. 第98期の普通株式の1株当たり配当額27.50円は中間配当額2.50円と期末配当額25.00円の合計であります。また、第一種優先株式の1株当たり配当額0.825円は中間配当額0.075円と期末配当額0.75円の合計であります。それぞれの中間配当額については、基準日が2017年9月30日であるため、2017年10月1日付の株式併合は加味しておりません。
4. 第99期、第101期及び第102期の第一種優先株式の1株当たり配当額については、預金保険機構が公表した震災特例金融機関等の「優先配当年率としての資金調達コスト」に基づき算出しております。当該「優先配当年率としての資金調達コスト」が0.00%であるため、第一種優先株式の1株当たり配当額については0円であります。
5. 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部の合計で除して算出しております。
6. 配当性向は、普通株式の1株当たり配当額を1株当たり当期純利益で除した割合であります。なお、第98期の配当性向につきましては、期首に株式併合が行われたと仮定し普通株式の1株当たり配当額を50.00円として算出しております。
7. 2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合いたしました。そのため、第97期の期末に当該株式併合が行われたと仮定して、株主総利回りを算出しております。
8. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。
9. 2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合いたしました。そのため、第98期の株価については当該株式併合後の最高株価及び最低株価を記載し、()内に当該株式併合前の最高株価及び最低株価を記載しております。

2 【沿革】

創立経緯 第二次世界大戦後の荒廃と混乱した経済情勢が続いたなかで、政府は財政の建て直しと経済の安定のために、1949年11月、1県1行主義の是正を表明、新銀行設立の機運が急激に高まり、地域社会の発展と地元経済の開発を願い、岩手県内の商工会議所関係者並びに地元有志の方々が中心となり発起し設立された戦後第一号銀行として出発しました。

1950年10月7日	株式会社東北銀行設立（資本金3千万円 本店 盛岡市）
1950年10月10日	銀行業並びに貯蓄銀行業務の認可
1950年11月1日	盛岡市内丸106番地にて営業開始
1963年1月16日	本店を盛岡市内丸3番1号に新築移転
1973年6月26日	電子計算処理を開始
1976年11月1日	事務センター竣工
1979年2月14日	社債等登録機関の認可
1982年1月29日	東北ビジネスサービス株式会社設立
1983年4月1日	公共債窓口販売業務開始
1983年5月17日	株式会社東北ジェーシービーカード設立
1984年10月25日	東北保証サービス株式会社設立
1986年6月1日	公共債ディーリング業務開始
1986年10月1日	外国為替業務開始
1986年10月22日	とうぎん総合リース株式会社設立
1987年6月1日	公共債フルディーリング業務開始
1987年8月20日	東北銀ソフトウェアサービス株式会社設立
1990年6月21日	担保附社債信託業務開始
1997年3月14日	東京証券取引所市場第二部上場
1999年1月4日	新オンラインシステム稼働
1999年4月1日	投資信託窓口販売業務開始
2001年4月1日	損害保険商品（住宅ローン関連長期火災保険）窓口販売業務開始
2002年10月1日	生命保険商品（個人年金保険）窓口販売業務開始
2005年3月1日	東京証券取引所市場第一部指定
2006年12月1日	証券仲介業務開始
2007年12月22日	生命保険商品（医療保険、がん保険）窓口販売業務開始
2012年7月17日	基幹システム（STELLA CUBE）稼働
2012年9月28日	金融機能強化法（震災特例）に基づく第一種優先株式100億円発行
2016年4月1日	東北ビジネスサービス株式会社を当行に吸収合併
2020年6月23日	監査等委員会設置会社へ移行
2022年4月4日	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所の市場第一部からスタンダード市場に移行

3 【事業の内容】

当行及び当行の関係会社は、当行及び連結子会社4社で構成され、銀行業務を中心に、リース業務その他の金融サービスに係る事業を行っております。

当行及び当行の関係会社の事業に係わる位置づけは次のとおりであります。なお、事業の区分は「第5 経理の状況 1(1)連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

〔銀行業務〕

当行の本店ほか支店54、出張所2においては、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、社債受託業務などのほか、代理業務、債務の保証（支払承諾）、国債等公共債及び証券投資信託の窓口販売などの附帯業務等を行い、岩手県内を中心に営業を展開しております。

また、東北保証サービス株式会社において、各種個人ローン等の信用保証業務を行っております。

〔リース業務〕

とうぎん総合リース株式会社において、各種機械等の賃貸、売買業務を行っております。

〔その他〕

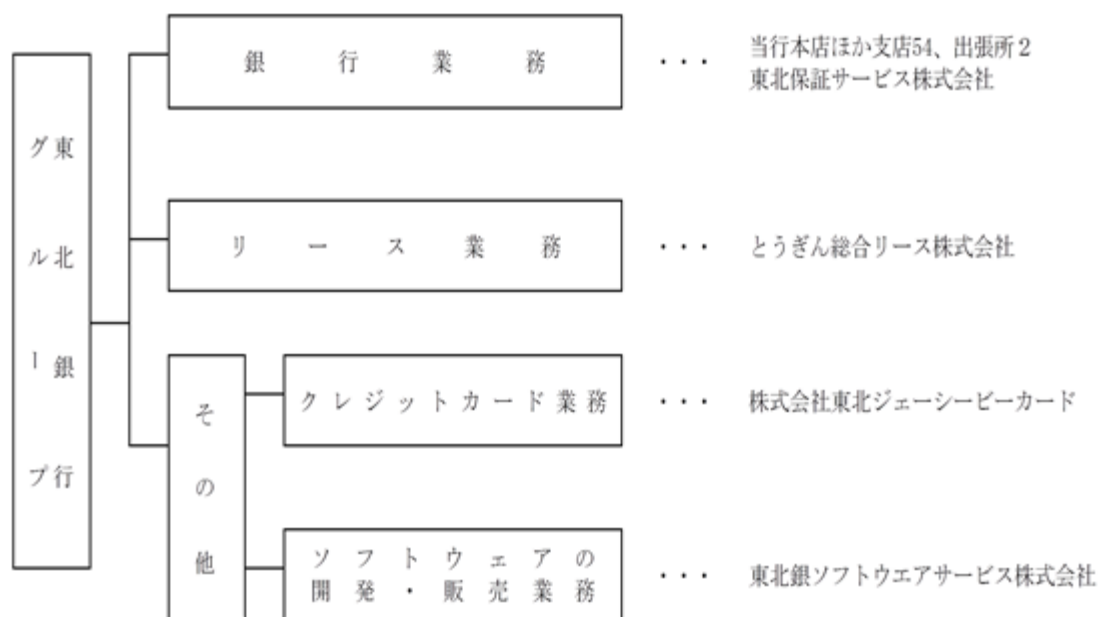
・クレジットカード業務

株式会社東北ジェーシーピーカードにおいて、キャッシングサービス、ショッピングサービスなどの業務を行っております。

・ソフトウェアの開発・販売業務

東北銀ソフトウェアサービス株式会社において、コンピュータソフトウェアの開発及び販売業務を行っております。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 又は 出資金 (百万円)	主要な 事業の内容	議決権の 所有(又 は被所 有)割合 (%)	当行との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
(連結子会社) 株式会社東北ジェー シーピーカード	岩手県 盛岡市	20	その他	100.00	3 (1)	-	金銭貸借関係 預金取引関係	提出会社 より建物の 賃借	-
東北保証サービ ス株式会社	岩手県 盛岡市	30	銀行業務	100.00	3 (1)	-	預金取引関係	提出会社 より建物の 一部賃借	-
とうぎん総合リース 株式会社	岩手県 盛岡市	20	リース業務	100.00	3 (1)	-	リース・金銭 貸借関係 預金取引関係	-	-
東北銀ソフトウェア サービス株式会社	岩手県 盛岡市	30	その他	100.00	4 (1)	-	ソフトウェア 開発関係 預金取引関係	提出会社 より建物の 一部賃借	-

- (注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。
2. 上記関係会社は、特定子会社に該当しません。
3. 上記関係会社のうち、有価証券報告書又は有価証券届出書を提出している会社はありません。
4. 「当行との関係内容」の「役員の兼任等」欄の()内は、当行の役員(内書き)であります。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

2022年3月31日現在

セグメントの名称	銀行業務	リース業務	その他	合計
従業員数(人)	553 [191]	3 [4]	40 [7]	596 [202]

- (注) 1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員197人を含んでおりません。
2. 臨時従業員数は、[]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

2022年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
551 [188]	40.5	16.2	5,151

- (注) 1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員183人を含んでおりません。
なお、取締役を兼任しない執行役員4人を含んでおります。
2. 当行の従業員はすべて銀行業務のセグメントに属しております。
3. 臨時従業員数は、[]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。
4. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
5. 当行の従業員組合は、東北銀行従業員組合と称し、組合員数は400人であります。労使間においては特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

以下の記載における将来に関する事項は、当連結会計年度の末日現在において当行グループ（当行及び連結子会社）が判断したものであります。

（経営方針）

当行は、地域社会への安定的資金供給を使命として設立された銀行であり、「地域金融機関として地域社会の発展に尽くし共に栄える」ことを経営理念として、地域経済の中核を担う中小企業等の皆さまを中心に営業活動を展開しております。

（経営環境についての経営者の認識）

当連結会計年度におけるわが国経済は、持ち直しの動きが続いておりましたが、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が残る中で、一部に弱さがみられます。企業収益は、供給制約の緩和や緊急事態宣言の解除に伴い製造業を中心に持ち直しの動きがみられた一方で、非製造業の一部に弱さがみられます。また、期末にかけてはロシアのウクライナ侵攻による原油価格の高騰により、価格転嫁が容易ではない企業において収益が圧迫されております。

金融情勢に目を移しますと、日本銀行は2%の「物価安定の目標」の実現を目指し、これを安定的に持続するために必要な時点まで、「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」を継続するとしております。また、新型コロナ対応資金繰り支援特別プログラム及び国債等の買入れなどにより、引き続き企業等の資金繰り支援と金融市場の安定維持に努めていくとしております。

株式市場については、29,000円台でスタートした日経平均株価は、オミクロン株の感染拡大による先行きの景気不透明感やロシアのウクライナ侵攻に嫌気して下落し、2022年3月末の終値は27,821円となりました。

当行グループの主要な営業基盤である岩手県経済においては、サービス消費を中心に厳しい状況にありながらも基調としては持ち直しの動きが続いておりました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により個人消費は弱含み、半導体不足などの供給制約から生産活動は弱い動きとなったほか、公共工事もマイナス傾向が続くなど、岩手県内の経済は全体として持ち直しの動きにやや足踏み感がみられます。

（優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題）

当行を取り巻く経営環境は、マイナス金利政策の長期化、人口減少や少子高齢化、さらには異業種との競争激化など、より一層厳しさを増しているなか、新型コロナウイルス感染症や資源価格の上昇、ウクライナ情勢等も加わり、先行きが不透明な状況となっております。また、新型コロナウイルス感染症により生活様式や経済活動が大きく変容し、お客さまの課題や価値観も変化してきております。

地域金融機関においては、持続可能なビジネスモデルの構築が急務になっているとともに、ESGを踏まえた持続可能な地域社会への貢献に資する取組みの重要性が高まっております。

このような環境のもと、これからの地域社会の発展に尽くしていくことを目的として、「とうぎんVision」を制定いたしました。この「とうぎんVision」は、「コアバリュー（経営理念）」、「パーパス（存在意義）」、「長期経営計画」の3要素から構成されております。「コアバリュー」である「地域金融機関として地域社会の発展に尽くし共に栄える」と、「パーパス」である「地域力の向上」は普遍であり、「長期経営計画」は、「コアバリュー」、「パーパス」の追求に向けた長期的な目標です。「長期経営計画」は期間を15年としており、「2037年3月末までに公的資金返済、返済後の単体自己資本比率8.5%以上」とすることを掲げております。

また、「長期経営計画」達成のための中期的な目標として、2022年4月より『中小事業者支援の深化と未来への挑戦』をテーマに掲げた3年間の「第1次中期経営計画」をスタートしました。「第1次中期経営計画」では、『「成長予備軍先」のランクアップ支援』、『「収益力」の強化』、『「とうぎん型人材」の育成』、『「地域活性化型ビジネスモデル」の確立』の4つの「とうぎんチャレンジ」を実行することで、当行の強みである「中小事業者への支援」をより一層深めるとともに、地域活性化に繋がる新たなビジネスモデルを構築することとしております。

（経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等）

- ・「第1次中期経営計画」における経営数値目標（単体）

[2025年3月期]

本業利益（注）	・・・7億円以上
当期純利益	・・・10億円以上
自己資本比率	・・・8.5%以上

（注）本業利益とは、有価証券関連収益を加味しない、預貸金業務及び役務取引等業務から得られる利益とし、次の算式により算出します。

$$\text{本業利益} = \text{貸出金平残} \times \text{預貸金利回り較差} + \text{役務取引等利益} - \text{経費}$$

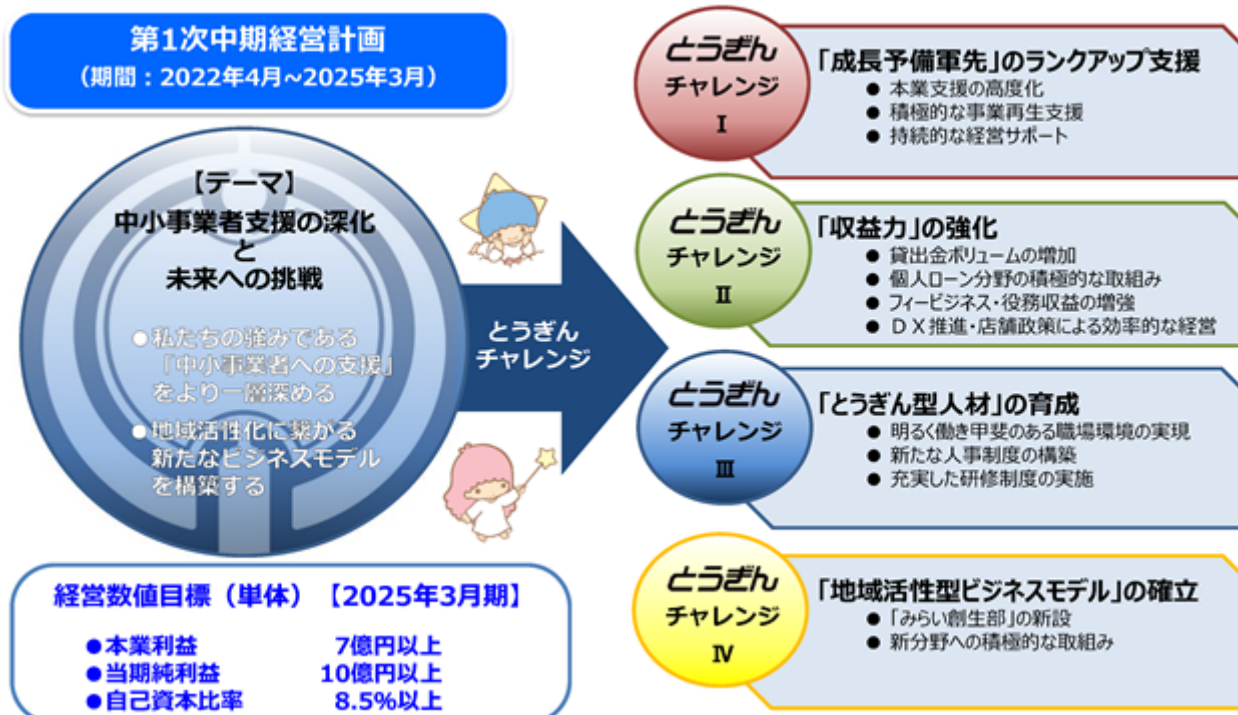
なお、目標とする経営数値目標は、その達成を当行として約束する趣旨のものではありません。また、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。

(経営戦略等)

今年度から中期経営計画を、「長期経営計画」を達成するための3カ年の戦略と位置付けており、その第1フェーズであることから「第1次中期経営計画」としております。第1次から第5次までの中期経営計画を達成することで、「長期経営計画」の達成を目指します。

「第1次中期経営計画」では、当行の強みである中小事業者への支援をより一層深めるとともに、地域活性化に繋がる新たなビジネスモデルの構築に取り組んでまいります。

第1次中期経営計画のテーマと4つの「とうぎんチャレンジ」



© 2022 SANRIO CO., LTD. APPROVAL NO. L631746

2【事業等のリスク】

(リスク管理体制)

当行では業務運営上発生が予想されるリスクについて、統合的リスク管理の考え方のもと、取締役会がリスク管理の基本方針及びリスク管理体制を定めております。

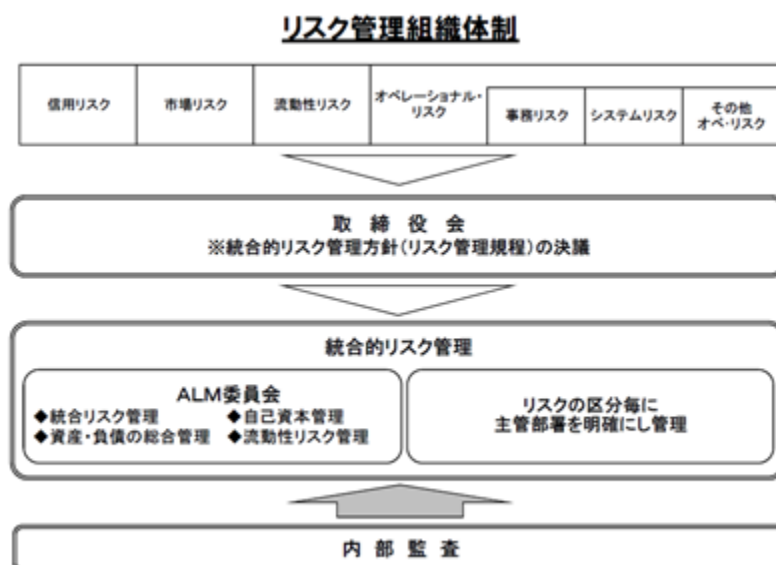
リスク管理の基本方針では、リスクを定量化し自己資本と対比して管理する「統合リスク管理」と、統合リスク管理以外の手法による「その他リスク管理」とに区分しております。前者は、資産・負債の総合管理、自己資本管理、流動性リスク管理に係る事項も含め、経営陣と関係部で構成するALM委員会において管理する体制としております。後者は、リスクの種類ごとに主管部署を明確にし、当該主管部署ごとに管理体制の堅確化に努め、リスクの顕在化を抑制する管理体制としております。

(統合リスク管理)

統合リスク管理については、リスクの種類ごとにリスクの顕在化により発生が予想される損失額を統一的な尺度を用いて、統計的な方法で計測を行い、自己資本を原資として主要なリスク（信用リスク、市場リスク、オペレーショナルリスク）にリスク資本を配賦して、設定したリスク管理枠に収まるよう管理する手法としております。

経営陣と関係部で構成するALM委員会では、毎期リスク管理枠の設定を行い、経営体力に見合ったリスクテイクとなっているかを毎月確認しており、定期的にストレステストを実施することにより、自己資本充実度の検証を実施しております。

当行のリスク管理組織体制を図で示すと以下のようになります。



有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクは、信用リスク及び市場リスクであります。

上記の統合リスク管理において定量的にリスク量を測定している信用リスク、市場リスク及びオペレーショナル・リスクの中でも、信用リスク及び市場リスクはリスク量が大きいため、主要なリスクと認識しております。

なお、以下の記載における将来に関する事項は、当連結会計年度の末日現在において当行グループ（当行及び連結子会社）が判断したものであります。

当行はこれらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適正な対応に努めてまいります。

(主要なリスク)

(1) 信用リスク

融資先の倒産や経営悪化のほか、不動産市場における流動性の欠如又は不動産価額の下落、有価証券価額の下落等により、債務不履行の状態にある債務者に対し担保権を設定した不動産もしくは有価証券を処分できないなどのさまざまな要因によって新たな不良債権処理費用が発生し業績に悪影響を与える可能性があります。

また、当行は、融資先の状況や差し入れられた担保の価値及び経済状況に関する見積り等に基づいて、貸倒引当金を計上しております。2022年3月31日現在の金融再生法開示債権の保全状況は、担保保証等及び貸倒引当金による保全率が銀行単体で79.76%と高い比率となっております。また、非保全額を十分に上回る自己資本を有しております。しかし、実際の貸倒れが貸倒引当金計上時点における見積り等と乖離した場合や担保価値が下落した場合、貸倒引当金が増加し、業績に悪影響を与える可能性があります。

(信用リスクが顕在化する「可能性の程度」、「時期」及び「顕在化した場合に連結会社の経営成績等の状況に与える影響の内容」)

当行では、財務内容やご返済の状況等の信用度に応じてお取引先を区分する信用格付を実施しており、格付区分毎のリスクの状況に基づいて信用リスクを定量的に把握しております。

具体的には、バリュー・アット・リスク(VaR)により信用リスク量を計測しており、信頼区間99.0%、保有期間1年として算出された最大損失から、平均的に発生が予想される期待損失(EL)を差し引いた値(=非期待損失、UL)を信用リスク量として認識しております。2022年3月31日現在の信用リスク量は、17億58百万円(2021年3月31日現在は21億38百万円)であります。

(リスクへの対応策)

当行の信用リスク管理については、融資規程(クレジット・ポリシー)の信用リスク管理基本方針に基づき、信用リスク管理体制の整備、与信審査の客観性の確保、問題債権の管理、与信ポートフォリオ管理による与信集中の排除、信用リスクの定量的把握、適正な収益確保等の方針を定めております。さらに、信用リスク管理規定において、目的、定義、範囲、体制及び役割、管理方法を定め、適正な信用リスク管理が実現するような体制を整備し実施しております。

与信ポートフォリオについても、四半期ごとにALM委員会において経営に報告し、信用リスク量、予測最大損失額の把握、分析を行うとともに、改善策等を指示するなどの管理を行っております。具体的な管理手法としては、融資先支援・管理要領に基づき重点管理先を選定し、営業店のモニタリング等を基に年1回、営業店と本部で取組方針協議を実施し、支援及び管理を行っております。また、本部管理・指導が必要な先については、本部担当部署が直接顧客訪問を実施し、経営改善計画策定等の支援・指導を行っております。

問題債権の管理としては、月例の貸出金延滞報告により管理を強化し、条件変更による長期延滞の未然防止や問題解決に向けた取組みを図っております。実質破綻以下以下の管理は、毎年2月末、8月末を基準日として営業店より債権管理報告を受け、問題解決に向けた方針協議を行い、再建支援や円滑な処理等への協力を含めた取組みを強化しております。

また、2020年3月以降の新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた中小事業者には、制度融資等の資金供給により、資金繰り支援を行ってまいりましたが、その後のアフターフォローを通して債務者の実態把握に努め、コロナ禍による業績悪化等の状況変化が発生した都度、企業審査(自己査定)を行っており、適切に信用リスク管理を実施しております。

今後につきましても、信用リスク管理の適正化を図るとともに、取組方針協議に基づく経営改善や事業再支援を本部と営業店の協業により行ってまいります。

(2) 市場リスク

金利リスク

当行は、主に預金により調達した資金を貸出金や有価証券等で運用しておりますが、運用調達期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより利鞘が縮小し、業績に悪影響を与える可能性があります。

価格変動リスク

当行は、市場性のある債券や株式等の有価証券を保有しておりますが、金利の上昇による債券価格の下落や、株価が長期間にわたって下落した場合には、保有する有価証券に減損又は評価損が発生し、業績に悪影響を与える可能性があります。

(市場リスクが顕在化する「可能性の程度」、「時期」及び「顕在化した場合に連結会社の経営成績等の状況に与える影響の内容」)

当行では、株式等の価格変動リスクについては、債券を含む投資有価証券全体について、株価や市場金利等の各リスク要因間の相関を考慮したうえで、市場リスク量として一体で計測しております。

市場リスク量はバリュー・アット・リスク(VaR)により計測しており、信頼区間は99.0%、保有期間は他のリスク(信用リスク、金利リスク等)との統一性を考慮し、債券、株式等とも240日(1年間)としております。2022年3月31日現在の市場リスク量は、68億4百万円(2021年3月31日現在は71億36百万円)であります。

(リスクへの対応策)

市場リスク管理については、市場リスクの特定・評価・モニタリング・コントロール等の重要性を認識し、適正な市場リスク管理体制の整備・確立に向けて、リスク管理の方針及び管理体制を整備しております。

具体的には、毎期、資産・負債の総合管理や自己資本管理等に関わるALM運営方針から保有可能な市場リスク量を決定し、また、市場部門が当該方針に基づき検討する戦略目標について、経営陣と関係部で構成するALM委員会において協議を行い決定しております。ALM委員会では、市場部門の戦略目標について、毎期、市場運用業務等の方針を設定し、市場リスクを管理可能なリスクに限定する中で安定的な収益を確保することを確認しており、有価証券に関わる売買方針についても毎月確認を行っております。また、過

去未確認のリスクを保有する商品を購入する場合には、ミドル部署の承認を必要とする体制とし、フロント部署への牽制を行っております。

(その他重要なリスク)

(1) 流動性リスク

金融システムが不安定になるなど市場環境が大きく変化したり、当行の信用状況が悪化した場合には、必要な資金の確保が困難になり、通常よりも著しく高い金利での資金調達により、当行の業績に悪影響を与える可能性があります。

(リスクへの対応策)

流動性リスク管理について、流動性リスクの特定・評価・モニタリング・コントロール等の重要性を十分に認識し、リスク管理規程、ALM運営方針、流動性リスク管理規定、市場運用業務等の運用管理基準、業務継続計画等の規定を定めております。月次のALM委員会において、資金の運用・調達状況の予測に基づく中長期的な資金動向の報告を行うほか、流動性リスク管理規定に日次・月次等の定例報告を定め、重要な事項については随時報告する体制としております。また、業務継続計画の実効性の向上を図る目的で、年1回、流動性危機時を想定した訓練を行っております。

(2) オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、内部プロセス・システム・人が不適切であることもしくは機能しないこと、又は外部要因に起因するリスクの総称であります。

当行では、統合リスク管理における各リスクの定量的な把握においては、自己資本比率算出におけるオペレーショナル・リスク相当額をオペレーショナル・リスク量として認識しております。

事務リスク

役職員が正確な事務を怠ったり、事務事故あるいは不正等を起こしたり、顧客情報等の重要情報を外部に漏洩した場合には、損害賠償等の経済的損失や社会的信用の低下により、当行の業績に悪影響を与える可能性があります。

システムリスク

コンピュータシステムの停止又は誤作動等システム上の不備や、不正アクセス等コンピュータが不正に使用されることにより、当行の業務遂行や業績に悪影響を与える可能性があります。

その他オペレーショナル・リスク

イ．規制・制度変更に関するリスク

当行は、現時点における法律・規則等に従い業務を遂行しておりますが、将来において法律・規則等の新設・変更・廃止によって生じる事態が、業務遂行や業績に悪影響を与える可能性があります。

ロ．コンプライアンスリスク

役職員の法令等違反に起因した損失の発生や、当行に対する訴訟の提起等により信用力の低下等が生じた場合には、当行の業績に悪影響を与える可能性があります。

ハ．風評リスク

取引先、投資家、報道機関、インターネット等を通じて、当行に対する悪評、信用不安につながる噂等が広まった場合、これらが正確な事実に基づいたものか否かにかかわらず、当行の業績に悪影響を与える可能性があります。

(リスクへの対応策)

オペレーショナルリスク管理については、事務リスク・システムリスク、その他オペ・リスク(法務リスク・人的リスク・有形資産リスク・風評リスク)の区分ごとに主管部を定め、管理を行う体制としております。

事務リスクについては、事務規程の整備、研修及び営業店事務指導等により、厳正な事務取扱の定着に努めております。システムリスクに関して、当行は基幹システムの運営・管理を外部へ委託しておりますが、委託先との定例会を実施するとともに、委託先と共同で管理体制の整備を図るなど、システムリスクの顕在化防止に努めております。その他オペ・リスクについては、区分ごとに主管部を定め、当該主管部ごとに管理体制の堅硬化に努めております。

(3) 自己資本に関するリスク

当行は、連結自己資本比率及び単体自己資本比率を「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（2006年金融庁告示第19号）に定められた国内基準4%以上に維持しなければなりません。連結・単体の自己資本比率が基準である4%を下回った場合には、金融庁から、業務の全部又は一部の停止等を含む様々な行政処分を受ける可能性があります。連結・単体の自己資本比率は、本項に記載した様々な不利益な展開に伴い自己資本が毀損した場合、自己資本比率の基準及び算定方法が変更された場合、繰延税金資産が会計上の判断又は何らかの制約により減額された場合において悪化する可能性があります。

(リスクへの対応策)

自己資本の充実度に関する評価方法として、資本金をはじめとする自己資本は、銀行がさらされているリスクが損失として顕在化した場合の最終的な受け皿となることから、当行では、信用リスク、市場リスク及びオペレーショナル・リスクを定量的に把握したうえで、経営陣と関係部で構成するALM委員会において、市場リスク、信用リスク及びオペレーショナル・リスクの各リスクカテゴリー単位で自己資本を原資としたリスク管理枠を設定し、経営体力に見合ったリスクテイクとなっているが、管理しております。

(4) 地方経済の動向に影響を受けるリスク

地方銀行である当行は、岩手県を主要な営業地域としておりますが、岩手県経済が悪化した場合には、取引先の信用状況の悪化や貸出金の減少等により、業績に悪影響を与える可能性があります。

(5) 銀行業免許に関するリスク

当行は、銀行法第4条第1項に基づく銀行業免許（免許番号 大蔵大臣 蔵銀第1075号）の交付を受け、銀行業務を行っております。銀行業の免許には、有効期間その他の期限が法令等で定められておりませんが、銀行法第27条及び第28条に免許の取消等の事由が定められております。

当行の主要な事業活動の継続には前述のとおり銀行業免許が必要ですが、現時点において、当行はこれらの免許の取消等の事由に該当する事実はありません。しかしながら、将来、何らかの理由により免許取消等があった場合には、当行の主要な事業活動に支障をきたすとともに業績に重大な影響を与える可能性があります。

(6) 優先株式による希薄化リスク

当行は、当連結会計年度末現在において、第一種優先株式を4,000,000株発行しており、第一種優先株主は2037年9月28日までの間、当行に対し、当行普通株式と引換えに第一種優先株式の取得を請求することができます（以下、「第一種優先株式取得請求権」といいます。）。

当行は、2037年9月28日までに第一種優先株式取得請求権が行使されなかった第一種優先株式を、2037年9月29日をもって当行普通株式と引換えに取得致します（以下、「一斉取得」といいます。）。

以上のとおり、第一種優先株式に係る第一種優先株式取得請求権の行使及び一斉取得により、当行は最大で12,360,939株（当連結会計年度末現在の発行済普通株式数9,509,963株に対して129.97%）の普通株式を第一種優先株主に対し交付する可能性があります。その場合、当行普通株式の既存持分の希薄化が生じる可能性があります。

なお、当行は、2022年9月29日以降、取締役会が別に定める日が到来した時は、法令上可能な範囲で第一種優先株式の全部又は一部を取得することができます。

(7) 新型コロナウイルス感染症拡大によるリスク

新型コロナウイルス感染症による影響を受け、将来の経済環境には、引き続き不確実性が存在しております。また、当行グループの主要なお客さまである中小事業者におきましても事業活動への影響が深刻となる可能性があります。このような中、上記（主要なリスク）に記載している信用リスク及び市場リスクがさらに増加する可能性があります。

当行では2020年2月10日より、「新型コロナウイルス感染症に関するご相談窓口」を全営業店に設置し、お客さまからのご相談をお受けしております。お客さまの業況の実態把握に努め、新規融資の積極的な実施や既往債務の条件変更の迅速かつ柔軟な対応をしております。

また、行内で感染者が発生した場合、業務継続に影響を与える可能性があります。当行では、「新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン」を策定し感染対策に努めるとともに、取締役頭取を本部長とする「BCP対策本部」を設置し、行内での感染症拡大防止及び感染者が発生した場合の業務継続についての態勢を整備しております。また、「役職員の感染が疑われる場合の行動計画」を策定し、行員が発熱した場合及び感染症に罹患した場合の本部報告態勢を整備するとともに、テレビ会議の活用やテレワークの導入など、行内における感染拡大防止策を講じております。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当行グループ（当行及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

（財政状態）

預金等（譲渡性預金を含む）は、個人預金は増加しましたが、法人預金の減少などにより、全体で前連結会計年度末比2億38百万円減少し8,952億72百万円となりました。

公共債、投資信託及び保険商品を対象とした預り資産残高合計は、前連結会計年度末比10億49百万円増加し776億88百万円となりました。

貸出金は、中小企業向け貸出の増加などにより、前連結会計年度末比21億84百万円増加し6,315億76百万円となりました。

有価証券は、前連結会計年度末比10億6百万円減少し1,970億92百万円となりました。

（単位：百万円）

	前連結会計年度末(A)	当連結会計年度末(B)	増減(B) - (A)
預金等	895,510	895,272	238
個人	576,037	587,984	11,947
法人	310,548	298,064	12,484
公金	8,923	9,224	301
預り資産	76,639	77,688	1,049
貸出金	629,392	631,576	2,184
有価証券	198,098	197,092	1,006

(経営成績)

連結粗利益は、役務取引等利益の増加などにより、前連結会計年度比 1 億81百万円増益の111億47百万円となりました。

経常利益は、株式等関係損益の増加などにより同 3 億75百万円増益の21億18百万円となりました。

以上のことから親会社株主に帰属する当期純利益は、同 1 億88百万円増益の13億37百万円となりました。

(単位：百万円)

	前連結会計年度(A)	当連結会計年度(B)	増減(B) - (A)
連結粗利益	10,966	11,147	181
資金利益	9,181	9,241	60
役務取引等利益	1,556	1,748	192
その他業務利益	228	158	70
営業経費	8,909	8,895	14
貸倒償却引当費用	417	502	85
貸出金償却	8	126	118
個別貸倒引当金繰入額	16	297	281
一般貸倒引当金繰入額	108	68	40
延滞債権等売却損	341	0	341
偶発損失引当金繰入額	24	11	13
株式等関係損益	5	214	209
貸倒引当金戻入益	-	-	-
償却債権取立益	17	17	0
その他	81	137	56
経常利益	1,743	2,118	375
特別損益	20	245	225
税金等調整前当期純利益	1,722	1,872	150
法人税、住民税及び事業税	533	627	94
法人税等調整額	39	92	53
法人税等合計	572	719	147
当期純利益	1,149	1,337	188
親会社株主に帰属する当期純利益	1,149	1,337	188

(注) 連結粗利益 = { 資金運用収益 - (資金調達費用 - 金銭の信託運用見合費用) }
+ (役務取引等収益 - 役務取引等費用) + (その他業務収益 - その他業務費用)

(キャッシュ・フローの状況)

当連結会計年度の営業活動によるキャッシュ・フローは、資金運用による収入及び借入金の増加を主な要因として110億63百万円の収入となりました。前連結会計年度比では、1,166億11百万円の減少となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の売却及び償還による収入を、有価証券の取得による支出が上回ったことを主な要因として、9億16百万円の支出となりました。前連結会計年度比では、21億74百万円の増加となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、株式の配当を主な要因として4億74百万円の支出となりました。前連結会計年度と同額となりました。

以上により、当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末比96億71百万円増加し1,649億56百万円となりました。

(単位：百万円)

	前連結会計年度(A)	当連結会計年度(B)	増減(B)-(A)
営業活動によるキャッシュ・フロー	127,674	11,063	116,611
投資活動によるキャッシュ・フロー	3,090	916	2,174
財務活動によるキャッシュ・フロー	474	474	0
現金及び現金同等物期末残高	155,284	164,956	9,671

(セグメント情報)

当連結会計年度におけるセグメントごとの業績は次のとおりとなっております。

「銀行業務」の経常収益は、役員取引等収益の増加などにより前連結会計年度比38百万円増収の121億23百万円、セグメント利益は、株式等売却損の減少などにより同3億23百万円増益の20億61百万円となりました。また、セグメント資産は、前連結会計年度末比54億27百万円増加し1兆249億62百万円、セグメント負債は、同57億63百万円増加し9,859億42百万円となりました。

「リース業務」の経常収益は、リース資産売却により前連結会計年度比73百万円増収の11億41百万円、セグメント損益は、与信関連費用の増加などにより同70百万円減少し38百万円のセグメント損失となりました。また、セグメント資産は、前連結会計年度末比3億59百万円減少し32億5百万円、セグメント負債は、同3億2百万円減少し26億32百万円となりました。

国内・国際業務部門別収支

当連結会計年度の資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支の合計額（業務粗利益）は、国内業務部門111億11百万円、国際業務部門36百万円であり、合計では111億47百万円となりました。

資金運用収益の主なものは、国内業務部門では貸出金利息78億29百万円、有価証券利息配当金12億62百万円などです。国際業務部門では、有価証券利息配当金29百万円などです。また、資金調達費用は、国内業務部門がほぼ全額を占めており、預金利息36百万円などです。

役務取引等収支は、内国為替手数料や投資信託等の預り資産販売に係る手数料を中心として、国内業務部門による収支がほぼ全額を占めており、合計で17億48百万円となりました。

その他業務収支は、国内業務部門がほぼ全額を占めており、国債等債券損益（5勘定戻）1億85百万円や連結子会社の業務に係る収支3億41百万円であり、合計で1億58百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
資金運用収支	前連結会計年度	9,133	47	9,181
	当連結会計年度	9,209	32	9,241
うち資金運用収益	前連結会計年度	9,224	50	2 9,272
	当連結会計年度	9,246	32	0 9,278
うち資金調達費用	前連結会計年度	90	2	2 90
	当連結会計年度	37	0	0 37
役務取引等収支	前連結会計年度	1,555	1	1,556
	当連結会計年度	1,747	1	1,748
うち役務取引等収益	前連結会計年度	2,358	2	2,360
	当連結会計年度	2,480	2	2,483
うち役務取引等費用	前連結会計年度	802	1	803
	当連結会計年度	733	1	734
その他業務収支	前連結会計年度	225	3	228
	当連結会計年度	155	2	158
うちその他業務収益	前連結会計年度	1,501	3	1,504
	当連結会計年度	1,550	2	1,553
うちその他業務費用	前連結会計年度	1,276	-	1,276
	当連結会計年度	1,395	-	1,395

（注）1．国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。

2．資金調達費用は金銭の信託運用見合費用（前連結会計年度0百万円、当連結会計年度0百万円）を控除して表示しております。

3．資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

国内・国際業務部門別資金運用 / 調達の状況

当連結会計年度の国内業務部門の資金運用勘定平均残高は、貸出金、有価証券を中心に1兆110億18百万円、資金運用利息は92億46百万円、資金運用利回りは0.91%となりました。一方、資金調達勘定平均残高は、預金を中心に1兆44億99百万円、資金調達利息は37百万円、資金調達利回りは0.00%となりました。

国際業務部門の資金運用勘定平均残高は、有価証券を中心に85億23百万円、資金運用利息は32百万円、資金運用利回りは0.38%となりました。また、資金調達勘定平均残高は、預金などで85億23百万円、資金調達利息は0百万円、資金調達利回りは0.00%となりました。

イ.国内業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	(11,506) 950,943	(2) 9,224	0.97
	当連結会計年度	(8,386) 1,011,018	(0) 9,246	0.91
うち貸出金	前連結会計年度	617,671	8,019	1.29
	当連結会計年度	629,580	7,829	1.24
うち商品有価証券	前連結会計年度	0	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち有価証券	前連結会計年度	219,167	1,166	0.53
	当連結会計年度	215,155	1,262	0.58
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度	21,999	2	0.00
	当連結会計年度	14,947	3	0.02
うち預け金	前連結会計年度	80,598	38	0.04
	当連結会計年度	142,948	149	0.10
資金調達勘定	前連結会計年度	943,840	90	0.00
	当連結会計年度	1,004,499	37	0.00
うち預金	前連結会計年度	896,027	89	0.00
	当連結会計年度	924,977	36	0.00
うち譲渡性預金	前連結会計年度	3,798	0	0.00
	当連結会計年度	3,383	0	0.00
うちコールマネー及び売渡手形	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	2	-	-
うち債券貸借取引受入担保金	前連結会計年度	330	0	0.00
	当連結会計年度	-	-	-
うち借入金	前連結会計年度	43,697	0	0.00
	当連結会計年度	78,635	0	0.00

(注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しております。

2. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前連結会計年度615百万円、当連結会計年度642百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(前連結会計年度13百万円、当連結会計年度2,500百万円)及び利息(前連結会計年度0百万円、当連結会計年度0百万円)を、控除して表示しております。

3. ()内は国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)であります。

ロ.国際業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	11,636	50	0.43
	当連結会計年度	8,523	32	0.38
うち貸出金	前連結会計年度	423	2	0.51
	当連結会計年度	648	3	0.53
うち商品有価証券	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち有価証券	前連結会計年度	10,643	48	0.45
	当連結会計年度	7,066	29	0.41
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち預け金	前連結会計年度	23	-	-
	当連結会計年度	42	-	-
資金調達勘定	前連結会計年度	(11,506) 11,636	(2) 2	0.02
	当連結会計年度	(8,386) 8,523	(0) 0	0.00
うち預金	前連結会計年度	128	0	0.01
	当連結会計年度	135	0	0.00
うち譲渡性預金	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うちコールマネー及び売渡手形	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち債券貸借取引受入担保金	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち借入金	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-

(注) 1. ()内は国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)であります。

2. 国際業務部門の国内店外貨建取引の平均残高は月次カレント方式(前月末T.T.仲値を当該月のノンエクスチェンジ取引に適用する方式)により算出しております。

八.合計

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	951,074	9,272	0.97
	当連結会計年度	1,011,156	9,278	0.91
うち貸出金	前連結会計年度	618,095	8,021	1.29
	当連結会計年度	630,228	7,833	1.24
うち商品有価証券	前連結会計年度	0	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち有価証券	前連結会計年度	229,810	1,215	0.52
	当連結会計年度	222,221	1,292	0.58
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度	21,999	2	0.00
	当連結会計年度	14,947	3	0.02
うち預け金	前連結会計年度	80,622	38	0.04
	当連結会計年度	142,991	149	0.10
資金調達勘定	前連結会計年度	943,970	90	0.00
	当連結会計年度	1,004,636	37	0.00
うち預金	前連結会計年度	896,155	89	0.00
	当連結会計年度	925,112	36	0.00
うち譲渡性預金	前連結会計年度	3,798	0	0.00
	当連結会計年度	3,383	0	0.00
うちコールマネー及び売渡手形	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	2	-	-
うち債券貸借取引受入担保金	前連結会計年度	330	0	0.00
	当連結会計年度	-	-	-
うち借入金	前連結会計年度	43,697	0	0.00
	当連結会計年度	78,635	0	0.00

- (注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前連結会計年度615百万円、当連結会計年度642百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(前連結会計年度13百万円、当連結会計年度2,500百万円)及び利息(前連結会計年度0百万円、当連結会計年度0百万円)を、控除して表示しております。
2. 国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息は、相殺して記載しております。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

当連結会計年度の役務取引等収益は、国内業務部門24億80百万円、国際業務部門 2 百万円、合計で24億83百万円となりました。

一方、役務取引等費用は、国内業務部門 7 億33百万円、国際業務部門 1 百万円、合計で 7 億34百万円となり、国内業務部門の役務取引等収支がほぼ全額を占めております。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前連結会計年度	2,358	2	2,360
	当連結会計年度	2,480	2	2,483
うち預金・貸出業務	前連結会計年度	272	-	272
	当連結会計年度	278	-	278
うち為替業務	前連結会計年度	720	2	722
	当連結会計年度	643	2	645
うち証券関連業務	前連結会計年度	211	-	211
	当連結会計年度	253	-	253
うち代理業務	前連結会計年度	506	-	506
	当連結会計年度	529	-	529
うち保護預り・貸金庫業務	前連結会計年度	20	-	20
	当連結会計年度	18	-	18
うち保証業務	前連結会計年度	116	-	116
	当連結会計年度	110	-	110
役務取引等費用	前連結会計年度	802	1	803
	当連結会計年度	733	1	734
うち為替業務	前連結会計年度	119	1	120
	当連結会計年度	85	1	87

(注) 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。

国内・国際業務部門別預金残高の状況
預金の種類別残高（未残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
預金合計	前連結会計年度	894,749	160	894,910
	当連結会計年度	895,181	90	895,272
うち流動性預金	前連結会計年度	541,632	-	541,632
	当連結会計年度	558,129	-	558,129
うち定期性預金	前連結会計年度	350,066	-	350,066
	当連結会計年度	334,594	-	334,594
うちその他	前連結会計年度	3,049	160	3,210
	当連結会計年度	2,458	90	2,548
譲渡性預金	前連結会計年度	600	-	600
	当連結会計年度	-	-	-
総合計	前連結会計年度	895,349	160	895,510
	当連結会計年度	895,181	90	895,272

- （注）1．流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金
2．定期性預金 = 定期預金 + 定期積金
3．国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行及び連結子会社の外貨建取引であります。

国内・海外別貸出金残高の状況

イ.業種別貸出状況（未残・構成比）

業種別	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	629,392	100.00	631,576	100.00
製造業	40,091	6.37	41,134	6.51
農業、林業	7,731	1.23	8,577	1.36
漁業	1,428	0.23	1,451	0.23
鉱業、採石業、砂利採取業	1,283	0.20	1,228	0.19
建設業	48,096	7.64	48,369	7.66
電気・ガス・熱供給・水道業	23,578	3.75	26,236	4.15
情報通信業	4,232	0.67	3,102	0.49
運輸業、郵便業	17,867	2.84	17,408	2.76
卸売業・小売業	40,436	6.42	40,341	6.39
金融業・保険業	23,028	3.66	22,788	3.61
不動産業、物品賃貸業	100,656	15.99	102,613	16.25
各種サービス業	82,492	13.11	83,837	13.27
地方公共団体	137,777	21.89	136,830	21.66
その他	100,692	16.00	97,657	15.47
海外及び特別国際金融取引勘定分	-	-	-	-
政府等	-	-	-	-
金融機関	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	629,392		631,576	

（注）「国内」とは、当行及び連結子会社であります。

ロ.外国政府等向け債権残高（国別）

該当事項はありません。

国内・国際業務部門別有価証券の状況
有価証券残高（末残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
国債	前連結会計年度	12,198	-	12,198
	当連結会計年度	18,005	-	18,005
地方債	前連結会計年度	73,058	-	73,058
	当連結会計年度	72,354	-	72,354
短期社債	前連結会計年度	12,499	-	12,499
	当連結会計年度	-	-	-
社債	前連結会計年度	69,711	-	69,711
	当連結会計年度	68,693	-	68,693
株式	前連結会計年度	3,950	-	3,950
	当連結会計年度	4,424	-	4,424
その他の証券	前連結会計年度	19,611	7,068	26,680
	当連結会計年度	27,063	6,550	33,614
合計	前連結会計年度	191,029	7,068	198,098
	当連結会計年度	190,542	6,550	197,092

（注）1．国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。

2．「その他の証券」には、外国証券を含んでおります。

（自己資本比率の状況）

（参考）

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（2006年金融庁告示第19号）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率（国内基準）

（単位：百万円、％）

	2021年3月31日	2022年3月31日
1. 連結自己資本比率（2/3）	9.30	9.40
2. 連結における自己資本の額	37,108	38,028
3. リスク・アセットの額	398,668	404,232
4. 連結総所要自己資本額	15,946	16,169

単体自己資本比率（国内基準）

（単位：百万円、％）

	2021年3月31日	2022年3月31日
1. 自己資本比率（2/3）	9.05	9.16
2. 単体における自己資本の額	35,864	36,766
3. リスク・アセットの額	395,912	401,370
4. 単体総所要自己資本額	15,836	16,054

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(1998年法律第132号)第6条に基づき、当行の貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(1948年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	2021年3月31日	2022年3月31日
	金額(百万円)	金額(百万円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2,713	2,698
危険債権	16,780	15,244
要管理債権	1,008	540
正常債権	616,903	619,870

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当行グループの経営成績等の状況に関する分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、以下の記載における将来に関する事項は、当連結会計年度の末日現在において判断したものであります。

(経営成績等の状況に関する分析・検討内容)

当行は、地域社会への安定的資金供給を使命として設立された銀行であり、「地域金融機関として地域社会の発展に尽くし共に栄える」を経営理念として、地域経済の中核を担う中小事業者の皆さまを中心に営業活動を展開しております。

2019年4月より『“地域力の向上”～「復興」と「地域経済活性化」への貢献～』をテーマに掲げてスタートした中期経営計画が2022年3月末で終了いたしました。「成長予備軍とのリレーション向上」、「農林水産業を中心とした地域経済の活性化」、「事業再生へ向けた持続的なサポート」、「営業店アクションプランの実践」の4つの基本戦略のもと、中期経営計画の総仕上げに取組んでまいりました。

収益状況については、経常収益は、役員取引等収益の増加などにより、前連結会計年度比2億59百万円増収の138億7百万円となりました。経常費用は、株式等売却損の減少などにより同1億16百万円減少し116億88百万円となりました。経常利益は、同3億75百万円増益の21億18百万円となりました。

以上の結果、親会社株主に帰属する当期純利益は、同1億88百万円増益の13億37百万円となりました。

当連結会計年度におけるセグメントごとの状況に関する分析・検討内容については、「(1) 経営成績等の状況の概要(セグメント情報)」に記載しております。

銀行単体の貸出金残高は、中小企業向け貸出金が増加したことから、前期比21億36百万円増加し、6,340億16百万円となりました。中小企業向け貸出金は成長予備軍を中心に同68億10百万円増加し、3,597億89百万円となりました。中小事業者への積極的な支援は、当行の地域における存在意義であるため、引き続き金融支援のみならず本業支援に取り組んでまいります。

また、融資先の信用リスク管理態勢として、信用リスク管理規定において、目的、定義、範囲、態勢、役割及び管理方法を定め、適正な信用リスク管理が実現するような態勢を整備し実施しております。

信用リスクについては、「2 事業等のリスク(主要なリスク)」に記載しております。

(資本の財源及び資金の流動性)

資本の財源については、当行グループの中心業務は銀行業務であるため、お客さまから預け入れいただいた預金等で資金調達し、主に貸出金及び有価証券で運用しております。

各項目の分析内容等については、「(1) 経営成績等の状況の概要(財政状態)」に記載しております。

財務活動によるキャッシュ・フローにおける主な支出要因である、株式の配当につきましては「安定配当の継続」を基本方針としており、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を実施しております。

資本の財源を、2022年4月よりスタートした「第1次中期経営計画」におけるテーマである中小事業者への支援と地域活性化に活用するとともに、安定的かつ効率的な運用を心掛けてまいります。

資金の流動性の状況などについては、月次のALM委員会において、資金の運用・調達状況の予測に基づく中長期的な資金動向の報告を行うほか、市場運用業務等の運用管理基準に日次・月次等の定例報告を定め、重要な事項については随時報告する態勢としております。

資金の流動性のキャッシュ・フローの状況については、「(1) 経営成績等の状況の概要(キャッシュ・フローの状況)」に記載しております。

(経営方針等に照らした、経営者による経営成績等の分析・検討内容)

2019年4月よりスタートした中期経営計画において設定した計画数値と実績は次のとおりであります。

本業利益(有価証券関連収益を加味しない、預貸金業務及び役員取引等業務から得られる利益)は、7億20百万円となりました。計画始期比では、中小企業向け貸出等の増加による貸出金利息の増加及び経費の圧縮により4億14百万円増加しております。

連結自己資本比率は、利益剰余金の着実な積み上げによる自己資本の額の増加などにより計画始期比0.88ポイント上昇し9.40%となりました。

2022年4月よりスタートした「第1次中期経営計画」における経営数値目標(単体)については、2025年3月期本業利益7億円以上、2025年3月期当期純利益10億円以上、2025年3月末自己資本比率8.5%以上としております。

中期経営計画において設定した計画数値と途中経過及び実績

	計画 2022年3月期	2019年3月期 計画始期(A)	2020年3月期 (1年目)	2021年3月期 (2年目)	2022年3月期 (最終年度)(B)	計画始期比 (B)-(A)
本業利益(注)	5億円以上	3.06億円	4.72億円	7.62億円	7.20億円	4.14億円
連結自己資本比率	8%以上	8.52%	8.68%	9.30%	9.40%	0.88ポイント

(注) 本業利益 = 貸出金平残 × 預貸金利回り較差 + 役員取引等利益 - 経費

(3) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

(貸倒引当金)

当行において与信業務は最大の収入源であり、連結財務諸表の貸出金などに見られる信用リスク資産の占める重要性が金額的に大きいと、会計上の見積りにおいて重要なものと判断しております。

貸倒引当金の見積り及び仮定の不確実性の内容

貸倒償却及び貸倒引当金の計上の基礎となる自己査定で使用する情報には、将来キャッシュ・フローの見込、財政状態、収益性等の定量的要素、経営者の資質等の定性的要素があります。定量的要素、定性的要素のいずれについても見積りが介在する余地があるため、不確実性が存在する可能性があります。

また、貸倒引当金は、将来の事象に対する見積りにより決定され、経営者の判断に依存している事項であるため、会計上の見積りの不確実性が存在する可能性があります。

さらに、経済環境の変化によって担保不動産価値が短期間に著しく変動することがあり、貸倒引当金として計上すべき額はその影響を受ける可能性があります。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響については、経済環境への影響、感染症拡大の規模及び収束時期によって、会計上の見積りに不確実性が存在する可能性があります。

当行では、貸出先の業種等により新型コロナウイルス感染症拡大の影響が異なるため、事業者ごとに積極的な資金供給及び貸付条件の変更等の対応を行っております。さらに、資金繰り等の状況把握を行い、債務者の状況変化に応じて随時査定を行っていることから、新型コロナウイルス感染症拡大の影響は当連結会計年度の貸倒引当金に十分に反映されていると判断しております。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響については、2022年度中に収束すると仮定しております。

貸倒引当金の見積り及び仮定の不確実性の変動により経営成績などに生じる影響

上記の「貸倒引当金の見積り及び仮定の不確実性の内容」などによる、予測不能な前提条件の変化などにより債権の評価に関する見積りが変動する可能性があり、この場合には、将来当行グループにおける連結財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響については、経済環境への影響、感染症拡大の規模及び収束時期などの不確実性によって債権の評価に関する見積りが変動する可能性があり、将来当行グループにおける連結財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

(繰延税金資産)

繰延税金資産は、当行の業種の特性上、貸倒引当金等による将来減算一時差異が多額に発生することで財政状態及び経営成績に大きな影響を与える可能性があるため、会計上の見積りにおいて重要なものと判断しております。

繰延税金資産の見積り及び仮定の不確実性の内容

繰延税金資産は、将来の課税所得を見積り、その課税所得の範囲内でスケジューリング可能な将来減算一時差異について回収可能性があるものと認められる場合に計上しております。

将来の課税所得の見積りにおける中期経営計画をベースにした5年間の収益シミュレーションは、過去の実績や将来の経営環境等を考慮して策定されているため、会計上の見積りの不確実性が存在する可能性があります。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響については、2022年度中に収束すると仮定しております。

また、有税償却した貸倒引当金の将来減算一時差異のスケジューリングについては、税務上の損金算入時期が明確となった場合に、回収可能性を判断し繰延税金資産を計上しております。

繰延税金資産の見積り及び仮定の不確実性の変動により経営成績などに生じる影響

上記の「繰延税金資産の見積り及び仮定の不確実性の内容」などによる、予測不能な前提条件の変化などにより、将来において一時差異を解消させるほどの十分な課税所得が見積もれない場合、または、将来の課税所得は十分見込める場合であっても、期末時点において、将来減算一時差異のスケジューリングが不能と判断された場合、繰延税金資産を取り崩すことになるため、将来当行グループにおける連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4 【経営上の重要な契約等】

当行では、フィデアホールディングス株式会社（以下「フィデアホールディングス」といい、当行と総称して「両社」といいます。）と2021年7月2日付にて経営統合に関する基本合意書を締結しました。その後、2022年10月1日を目処とした経営統合に向け統合準備委員会を設置し、諸条件につきまして協議を重ねてまいりましたが、両社間において経営戦略の方向性及びガバナンス体制の考え方について見解の相違があり、2022年2月中旬に予定していた最終契約の締結が困難であるとの認識に至ったことから、2022年2月10日付にてフィデアホールディングスとの間で基本合意書の解除について合意しております。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

セグメントごとの設備投資については、次のとおりであります。

銀行業務では、当行の一部システム更改等により投資額は152百万円となりました。

リース業務においては、投資額は6百万円となりました。

2【主要な設備の状況】

当連結会計年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

(2022年3月31日現在)

	会社名	店舗名その他	所在地	セグメントの名称	設備の内容	土地	建物	動産	リース資産	合計	従業員数(人)	
						面積(m ²)						帳簿価額(百万円)
当行	-	本店他47店 (うち出張所2)	岩手県	銀行業務	店舗	33,629.87 (6,568.17)	3,308	1,466	175	-	4,950	441
	-	八戸支店他1店	青森県	銀行業務	店舗	1,538.54 (-)	517	4	1	-	523	19
	-	鹿角支店	秋田県	銀行業務	店舗	647.42 (-)	61	0	1	-	63	6
	-	仙台支店他4店	宮城県	銀行業務	店舗	4,420.10 (-)	603	128	25	-	757	54
	-	東京支店	東京都	銀行業務	店舗	- (-)	-	0	1	-	1	4
	-	事務センター	岩手県 盛岡市	銀行業務	事務 センター	4,028.62 (-)	352	69	48	9	479	27
	-	社宅4か所	岩手県 盛岡市 他	銀行業務	社宅	3,112.52 (-)	140	16	0	-	156	-
	-	その他の施設	岩手県 盛岡市 他	銀行業務	倉庫・ 厚生施設 等	15,473.87 (10,000.00)	307	22	1	-	331	-
連結 子会社	株式会社東北 ジェーシービー カード	本社	岩手県 盛岡市	その他	店舗	- (-)	-	-	2	-	2	7
	東北保証サービ ス株式会社	本社	岩手県 盛岡市	銀行業務	店舗	- (-)	-	-	0	-	0	2
	とうぎん総合 リース株式会社	本社	岩手県 盛岡市	リース業務	店舗	58.67 (-)	30	27	0	-	59	3
	東北銀ソフト ウェアサービス 株式会社	本社	岩手県 盛岡市	その他	店舗	- (-)	-	0	14	-	15	33

(注) 1. 当行の主要な設備の大宗は、店舗、事務センターであるため、銀行業務に一括計上しております。

2. 土地の面積欄の()内は、借地の面積(うち書き)であり、その年間賃借料は建物も含め75百万円であり
ます。

3. 動産は、事務機器174百万円、その他97百万円であります。

4. 当行の店舗外現金自動設備81か所は、銀行業務に含めて記載しております。

5. 銀行業務には、連結子会社に貸与している建物が含まれており、その内容は次のとおりであります。

岩手県盛岡地区 建物26百万円

6. 上記の他、リース並びにレンタル契約による主な賃借設備は次のとおりであります。

	会社名	店舗名その他	所在地	セグメントの名称	設備の内容	従業員数 (人)	年間リース料 (百万円)
当行	-	本店他全支店	岩手県盛岡市他	銀行業務	端末機等	-	47

3 【設備の新設、除却等の計画】

当行及び連結子会社の設備投資については、経費の圧縮及び経営効率化を図るために投資を行ってまいります。当連結会計年度末において計画中である重要な設備の新設、除却等は次のとおりであります。

(1) 売却

会社名	店舗名 その他	所在地	セグメントの 名称	設備の内容	期末帳簿価額 (百万円)	売却の予定時期
当行	仙台支店	宮城県 仙台市	銀行業務	建物	0	2022年10月
				土地	279	

(注) 売却後も引き続き同店舗での営業を予定しております。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	30,000,000
第一種優先株式	30,000,000
計	30,000,000

(注) 計の欄には、定款に規定されている発行可能株式総数を記載しております。

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (2022年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2022年6月22日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	9,509,963	9,509,963	東京証券取引所 市場第一部 (事業年度末現在) スタンダード市場 (提出日現在)	完全議決権株式であり、 権利内容に何ら限定のない 当行における標準となる 株式 (単元株式数100株)
第一種 優先株式 (注1)	4,000,000	4,000,000	-	(注2、3、4、5、6) (単元株式数100株)
計	13,509,963	13,509,963	-	-

(注1) 第一種優先株式は企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に基づく「行使価額修正条項付新株予約権付社債券等」であります。

(注2) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。

- (1) 第一種優先株式には、当銀行普通株式を対価とする取得請求権が付与される。第一種優先株式の取得請求権の対価として交付される普通株式の数は、一定の期間における当銀行の株価を基準として決定され、又は修正されることがあり、当銀行の株価の下落により、当該取得請求権の対価として交付される当銀行普通株式の数は増加する場合がある。
- (2) 第一種優先株式の取得請求権の対価として交付される普通株式の数は、取得の請求がなされた第一種優先株式に係る払込金額の総額を、下記の取得価額で除して算出される。また、取得価額は、原則として、取得請求期間において、下記の通り毎月1回の頻度で修正される。
取得価額は、当初、取得請求期間の初日に先立つ5連続取引日における当銀行の普通株式の毎日の終値の平均値に相当する金額とする。
取得請求期間において、毎月第3金曜日の翌日以降、取得価額は、当該第3金曜日までの直近の5連続取引日の終値の平均値に相当する金額に修正される。
- (3) 上記(2)の取得価額は、809円を下限とする。
- (4) 第一種優先株式には、当銀行が、2022年9月29日以降、一定の条件を満たす場合に、当銀行の取締役会が別に定める日の到来をもって、法令上可能な範囲で、金銭を対価として第一種優先株式の全部又は一部を取得することができる取得条項が付されている。

(注3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりであります。

- (1) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容
該当事項はありません。
- (2) 当銀行の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容
該当事項はありません。

(注4) 第一種優先株式の内容は次のとおりであります。

1. 第一種優先配当金

(1) 第一種優先配当金

当銀行は、定款第37条に定める剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第一種優先株式を有する株主（以下「第一種優先株主」という。）又は第一種優先株式の登録株式質権者（以下「第一種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）及び普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第一種優先株式1株につき、第一種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第一種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記(2)に定める配当率（以下「第一種優先配当率」という。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切上げる。以下「第一種優先配当金」という。）の配当をする。ただし、当該基準日の属する事業年度において第一種優先株主又は第一種優先登録株式質権者に対して下記2. に定める第一種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(2) 第一種優先配当率

2013年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係る第一種優先配当率

第一種優先配当率 = 預金保険機構が当該事業年度において公表する優先配当率としての資金調達コスト（ただし、預金保険機構が当該事業年度において優先配当率としての資金調達コストを公表しない場合には、直前事業年度までに公表した優先配当率としての資金調達コストのうち直近のもの）
上記の算式において「優先配当率としての資金調達コスト」とは、預金保険機構が、原則、毎年7月頃を目途に公表する直前事業年度に係る震災特例金融機関等の優先配当率としての資金調達コストをいう。

ただし、優先配当率としての資金調達コストが日本円TIBOR（12ヶ月物）又は8%のうちいずれか低い方（以下「第一種優先株式上限配当率」という。）を超える場合には、第一種優先配当率は第一種優先株式上限配当率とする。

上記のただし書において「日本円TIBOR（12ヶ月物）」とは、毎年4月1日（同日が銀行休業日の場合は直後の銀行営業日）の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート（日本円TIBOR）として全銀協TIBOR運営機関（ただし、日本円TIBORの公表主体が、全銀協TIBOR運営機関から他の団体になった場合には、当該他の団体に読み替える。）によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるもの（%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。）を指すものとする。

(3) 非累積条項

ある事業年度において第一種優先株主又は第一種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額が第一種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(4) 非参加条項

第一種優先株主又は第一種優先登録株式質権者に対しては、第一種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続のなかで行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当銀行が行う新設分割手続の中で行われる会社法第763条第12号口もしくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

2. 第一種優先中間配当金

当銀行は、定款第38条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第一種優先株主又は第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、第一種優先株式1株につき、第一種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭（以下「第一種優先中間配当金」という。）を支払う。

3. 残余財産

(1) 残余財産の分配

当銀行は、残余財産を分配するときは、第一種優先株主又は第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、第一種優先株式1株につき、第一種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第一種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に下記(3)に定める経過第一種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

(2) 非参加条項

第一種優先株主又は第一種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 経過第一種優先配当金相当額

第一種優先株式1株当たりの経過第一種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数に第一種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切上げる。）をいう。ただし、上記の第一種優先配当金は、分配日の前日時点において公表されている直近の優先配当年率としての資金調達コストを用いて算出する。また、分配日の属する事業年度において第一種優先株主又は第一種優先登録株式質権者に対して第一種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

4. 議決権

第一種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第一種優先株主は、定時株主総会に第一種優先配当金の額全部（第一種優先中間配当金を支払ったときはその額を控除した額）の支払を受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、第一種優先配当金の額全部（第一種優先中間配当金を支払ったときはその額を控除した額）の支払を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会終結の時より、第一種優先配当金の額全部（第一種優先中間配当金を支払ったときはその額を控除した額）の支払を受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

5. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 取得請求権

第一種優先株主は、下記(2)に定める取得を請求することができる期間中、当銀行に対して自己の有する第一種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当銀行は第一種優先株主がかかる取得の請求をした第一種優先株式を取得すると引換えに、下記(3)に定める財産を当該第一種優先株主に対して交付するものとする。

ただし、下記(3)に定める財産としての普通株式数が行使可能株式数を超える場合には、行使可能株式数について取得請求の効力が生じるものとし、行使可能株式数を超える部分については取得請求がなされなかったものとみなす。

上記のただし書において「行使可能株式数」とは、()取得請求をした日（以下「取得請求日」という。）における当銀行の発行可能株式総数から、取得請求日における当銀行の発行済株式総数及び取得請求日における新株予約権（当該新株予約権の権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が当該新株予約権の行使により取得することとなる株式の数を控除した数と、()取得請求日における当銀行の普通株式に係る発行可能種類株式総数から、取得請求日における当銀行の普通株式に係る発行済株式総数、取得請求権付株式（当該取得請求権の取得請求期間の初日が到来していないものを除く。）の株主が取得請求権の行使により取得することとなる普通株式の数、取得条項付株式の株主が取得事由の発生により取得することとなる普通株式の数及び新株予約権（当該新株予約権の権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が新株予約権の行使により取得することとなる普通株式の数を控除した数の、いずれか小さい方をいう。

(2) 取得を請求することができる期間

2013年6月29日から2037年9月28日まで（以下「取得請求期間」という。）とする。

(3) 取得と引換えに交付すべき財産

当銀行は、第一種優先株式の取得と引換えに、第一種優先株主が取得の請求をした第一種優先株式数に第一種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第一種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記(4)ないし(8)に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、第一種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

(4) 当初取得価額

取得価額は、当初、取得請求期間の初日に先立つ5連続取引日（取得請求期間の初日を含まず、株式会社東京証券取引所（当銀行の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、取得請求期間の初日に先立つ1年間における出来高が最多の金融商品取引所）における当銀行の普通株式の終値（気配表示を含む。以下「終値」という。）が算出されない日を除く。）の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、取得価額が下記(7)に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。

(5) 取得価額の修正

取得請求期間において、毎月第3金曜日（以下「決定日」という。）の翌日以降、取得価額は、決定日まで（当日を含む。）の直近の5連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。）の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）に修正される（以下かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。）。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記(7)に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上記5連続取引日の初日以降決定日まで（当日を含む。）の間に、下記(8)に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整される。

(6) 上限取得価額

取得価額には上限を設けない。

(7) 下限取得価額

下限取得価額は809円とする（ただし、下記(8)による調整を受ける。）。

(8) 取得価額の調整

イ．第一種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額を含む。）を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する（以下、調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。）。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

() 取得価額調整式に使用する時価（下記八.に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は自己株式である普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本(8)において同じ。）その他の証券（以下「取得請求権付株式等」という。）、又は当銀行の普通株式の交付と引換えに当銀行が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下「取得条項付株式等」という。）が取得又は行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）

調整後取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、又は株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

() 株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当銀行の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

- () 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額(下記二.に定義する。以下、本()、下記(iv)及び(v)並びに下記八.(iv)において同じ。)をもって当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)
- 調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合はその効力発生日)に、又は株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得又は行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、又はその基準日の翌日以降、これを適用する。
- 上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日(以下「価額決定日」という。)に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得又は行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。
- (iv) 当銀行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件(本イ.又はロ.と類似する希薄化防止のための調整を除く。)が付されている場合で、当該修正が行われる日(以下「修正日」という。)における修正後の価額(以下「修正価額」という。)が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合
- 調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得又は行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。
- なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合(以下「調整係数」という。)を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。
- (a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記()又は本(iv)による調整が行われていない場合
調整係数は1とする。
- (b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記()又は本(iv)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記(5)による取得価額の修正が行われている場合
調整係数は1とする。
- ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記()又は本(iv)による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。
- (c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記()又は本(iv)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記(5)による取得価額の修正が行われていない場合
調整係数は、上記()又は本(iv)による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。
- (v) 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合
調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ただし、当該取得条項付株式等について既に上記()又は(iv)による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数(下記ホ.に定義する。)が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(v)による調整は行わない。
- (vi) 株式の併合をする場合
調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少する普通株式数(効力発生日における当銀行の自己株式である普通株式に関して減少した普通株式数を除く。)を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。
- ロ. 上記イ.(i)ないし(vi)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換又は株式移転等により、取得価額(下限取得価額を含む。)の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額(下限取得価額を含む。)に変更される。

- 八. (i) 取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本(8)に準じて調整する。
- () 取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。
- () 取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日(上記イ.(i)ないし()に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。)の、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当銀行の発行済普通株式数(自己株式である普通株式の数を除く。)に当該取得価額の調整の前に上記イ.及びロ.に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数(ある取得請求権付株式等について上記イ.(iv)(b)又は(c)に基づく調整が初めて適用される日(当該日を含む。)からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ.(iv)(b)又は(c)に基づく調整に先立って適用された上記イ.()又は(iv)に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。)を加えたものとする。
- () 取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ.(i)の場合には、当該払込金額(無償割当ての場合は0円)(金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額)、上記イ.(ii)及び(vi)の場合には0円、上記イ.()ないし(v)の場合には価額(ただし、(iv)の場合は修正価額)とする。
- 二. 上記イ.()ないし(v)及び上記八.(iv)において「価額」とは、取得請求権付株式等又は取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額(新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得又は行使に際して当該取得請求権付株式等又は取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。
- ホ. 上記イ.(v)において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記八.()に従って既発行普通株式数に含まれている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。
- ヘ. 上記イ.(i)ないし()において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当銀行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ.(i)ないし()の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。
- ト. 取得価額調整式により算出された上記イ.第2文を適用する前の調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額(ただし、円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を切捨てる。)を使用する。
- (9) 合理的な措置
上記(4)ないし(8)に定める取得価額(下記7.(2)に定める一斉取得価額を含む。以下、本(9)において同じ。)は、希薄化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合又は算定の結果が不合理となる場合には、当銀行の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。
- (10) 取得請求受付場所
東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
- (11) 取得請求の効力発生
取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記(10)に記載する取得請求受付場所に到着した時に発生する。

6. 金銭を対価とする取得条項

(1) 金銭を対価とする取得条項

当銀行は、2022年9月29日以降、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）が到来したときは、法令上可能な範囲で、第一種優先株式の全部又は一部を取得することができる。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日まで（当日を含む。）の30連続取引日（ただし、終値のない日は除き、開催日が取引日でない場合は、開催日の直前の取引日までの30連続取引日とする。）の全ての日において終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当銀行は、かかる第一種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める財産を第一種優先株主に対して交付するものとする。なお、第一種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も上記5.(1)に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

(2) 取得と引換えに交付すべき財産

当銀行は、第一種優先株式の取得と引換えに、第一種優先株式1株につき、第一種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第一種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過第一種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本(2)においては、上記3.(3)に定める経過第一種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過第一種優先配当金相当額を計算する。

7. 普通株式を対価とする取得条項

(1) 普通株式を対価とする取得条項

当銀行は、取得請求期間の末日までに当銀行に取得されていない第一種優先株式の全てを、取得請求期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって一斉取得する。この場合、当銀行は、かかる第一種優先株式を取得するのと引換えに、各第一種優先株主に対し、その有する第一種優先株式数に第一種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第一種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記(2)に定める普通株式の時価（以下「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。第一種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

(2) 一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の毎日の終値の平均値（終値が算出されない日を除く。）に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

8. 株式の分割又は併合及び株式無償割当て

(1) 分割又は併合

当銀行は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式及び第一種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

(2) 株式無償割当て

当銀行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式及び第一種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

9. 法令変更等

法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当銀行の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

10. その他

上記各項は、各種の法令に基づく許認可等の効力発生を条件とする。

(注5) 種類株主総会の決議

当銀行は、会社法第322条第2項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨を定款で定めていない。

(注6) 議決権の有無及びその理由

当銀行は、第一種優先株式とは異なる普通株式について定款に定めている。普通株式は株主としての権利内容に制限のない当銀行における標準となる株式であるが、第一種優先株式を有する株主は、上記4.に記載の通り、一定の場合を除いて株主総会において議決権を有しない。これは、第一種優先株式を剰余金の配当や残余財産の分配について優先的内容を有する代わりに議決権制限株式としたことによるものである。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
2017年10月1日	121,589	13,509	-	13,233	-	11,154

(注) 2017年10月1日付で、普通株式及び第一種優先株式10株につき1株の割合で株式併合いたしました。これにより発行済株式総数は121,589千株減少し13,509千株となっております。

(5) 【所有者別状況】

普通株式

2022年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	27	27	24	656	53	5	4,763	5,555	-
所有株式数 (単元)	2,151	25,073	1,626	21,996	3,803	8	39,641	94,298	80,163
所有株式数の割合(%)	2.28	26.59	1.72	23.33	4.03	0.01	42.04	100.00	-

(注) 1. 自己株式25,278株は「個人その他」に252単元、「単元未満株式の状況」に78株含まれております。

2. 「その他の法人」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が、6単元含まれております。

第一種優先株式

2022年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	1	-	-	-	-	-	1	-
所有株式数 (単元)	-	40,000	-	-	-	-	-	40,000	-
所有株式数の割合(%)	-	100.00	-	-	-	-	-	100.00	-

(注) 自己株式はありません。

(6)【大株主の状況】

2022年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
株式会社整理回収機構	東京都千代田区丸の内三丁目4番2号	4,000	29.66
日本スタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	1,141	8.46
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	456	3.38
東北銀行従業員持株会	岩手県盛岡市内丸3番1号	256	1.90
株式会社富士電業社	岩手県盛岡市向中野七丁目13番6号	180	1.33
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO (常任代理人) シティバンク、エヌ・エイ東京 支店	PALISADES WEST 6300, BEE CAVE ROAD BUILDING ONE AUSTIN TX 78746 US (東京都新宿区新宿六丁目27番30号)	134	0.99
株式会社日本カストディ銀行 (信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	118	0.87
あいおいニッセイ同和損害保険 株式会社	東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号	116	0.86
富国生命保険相互会社	東京都千代田区内幸町二丁目2番2号	110	0.82
大樹生命保険株式会社	東京都千代田区大手町二丁目1番1号	107	0.79
計	-	6,621	49.10

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い上位10名は、次のとおりであります。

2022年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に 対する所有議決権 数の割合(%)
日本スタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	11,413	12.13
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	4,564	4.85
東北銀行従業員持株会	岩手県盛岡市内丸3番1号	2,562	2.72
株式会社富士電業社	岩手県盛岡市向中野七丁目13番6号	1,800	1.91
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO (常任代理人) シティバンク、エヌ・エイ東京 支店	PALISADES WEST 6300, BEE CAVE ROAD BUILDING ONE AUSTIN TX 78746 US (東京都新宿区新宿六丁目27番30号)	1,346	1.43
株式会社日本カストディ銀行 (信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	1,180	1.25
あいおいニッセイ同和損害保険 株式会社	東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号	1,166	1.23
富国生命保険相互会社	東京都千代田区内幸町二丁目2番2号	1,106	1.17
大樹生命保険株式会社	東京都千代田区大手町二丁目1番1号	1,072	1.13
J.P.Morgan Securities plc (常任代理人) JPモルガン証券株式会社	25 Bank Street Canary Wharf London UK	795	0.84
計	-	27,004	28.71

(7)【議決権の状況】
【発行済株式】

2022年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第一種優先株式 4,000,000	-	「1(1) 発行済株式」の「内容」欄に記載のとおりであります。
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 25,200	-	「1(1) 発行済株式」の「内容」欄に記載のとおりであります。
完全議決権株式(その他)	普通株式 9,404,600	94,046	同上
単元未満株式	普通株式 80,163	-	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	13,509,963	-	-
総株主の議決権	-	94,046	-

(注)1. 上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が600株含まれております。

また、「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権が6個含まれております。

2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当行所有の自己株式78株が含まれております。

【自己株式等】

2022年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社東北銀行	盛岡市内丸3番1号	25,200	-	25,200	0.26
計		25,200	-	25,200	0.26

(注)「発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)」は発行済普通株式の総数に対する割合であります。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	610	617,179
当期間における取得自己株式	61	61,305

(注)「当期間における取得自己株式」の欄の株式数及び価額の総額には、2022年6月1日から本有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分)	7,400	13,770,704	-	-
保有自己株式数	25,278	-	25,339	-

(注)1.「その他」の欄の当期間の株式数及び処分価額の総額には、2022年6月1日から本有価証券報告書提出日までの単元未満株式の売渡請求を受けた売渡による株式は含まれておりません。

2.「保有自己株式数」の欄の当期間の株式数には、2022年6月1日から本有価証券報告書提出日までの単元未満株式の売渡請求を受けた売渡及び単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当行は銀行業の公共性を踏まえ、内部留保の充実に努めるとともに、配当につきましても「安定配当の継続」を基本方針としております。

当行は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当期の配当につきましては、普通株式については1株当たり50円の配当(うち中間配当25円)、第一種優先株式については定款及び第一種優先株式発行要項の定めに従った配当をしており、2021年7月9日に預金保険機構が公表した震災特例金融機関等の「優先配当年率としての資金調達コスト(2020年度)」に基づき算出しております。当該「優先配当年率としての資金調達コスト(2020年度)」が0.00%であるため、第一種優先株式の配当については0円であります。この結果、当事業年度の普通株式に係る配当性向は37.01%となりました。

内部留保資金につきましては、中小事業者への支援と地域活性化に活用するとともに、安定的かつ効率的な運用を心掛け、株主各位への適切な利益還元に努めてまいります。

また、銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項(資本金の額及び準備金の額)の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本金の額に達するまで資本準備金又は利益準備金として計上しております。

当行は、「取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に對し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をすることができる。」旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は次のとおりであります。

決議年月日	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
2021年11月15日 取締役会決議	普通株式	237	25
2022年6月22日 定時株主総会決議	普通株式	237	25

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当行は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図り、経営理念である「地域金融機関として地域社会の発展に尽くし共に栄える」を実現するため、意思決定の透明性・公正性を確保するとともに、保有する経営資源を十分有効に活用し、迅速・果敢な意思決定により経営の活力を増大させることがコーポレートガバナンスの要諦であると考え、次の基本的な考え方に沿ってコーポレートガバナンスの充実に努めます。

- イ. 株主の権利を尊重し、平等性を確保する。
- ロ. 株主を含むステークホルダーの利益を考慮し、適切に協働する。
- ハ. 会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。
- ニ. 取締役会は、独立した客観的な立場から経営陣の業務執行に対する実効性の高い監督を行う。
- ホ. 株主との建設的な対話を促進するための体制及び環境を整備する。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当行では、コーポレートガバナンスの更なる充実に図り、企業価値の向上に取り組むために2020年6月23日開催の定時株主総会の決議により監査等委員会設置会社へ移行いたしました。当該移行により監督機能の強化及び意思決定の迅速化を図っております。

当行では、公共性・中立性の高い独立社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名を選任しております。また、監査等委員である独立社外取締役2名を含む監査等委員である取締役3名からなる監査等委員会が取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する監査機能を発揮することで、経営の監督・監査の客観性及び中立性を確保する体制としております。

（取締役会）

取締役会は取締役11名で構成しております。また会社法第2条第15号に定める社外取締役4名を選任しております。社外取締役の村井三郎氏、村雨圭介氏、榎野信治氏及び館脇幸子氏を独立役員に選任しており、取締役会の牽制機能を強化するとともに、取締役の業務執行状況について監督しております。

2021年度の取締役会は12回開催され、経営の最高意思決定機関としての確かな意思決定が行われております。

取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図るために、会社法や当行定款で定められた事項のほか、別途定める「取締役会規程」に基づき、当行の経営方針・計画、コンプライアンス・内部監査・リスク管理に関する重要な事項について決定しております。当行は、意思決定の迅速化を図るために、定款に基づき重要な業務執行の決定の一部を常勤取締役（監査等委員である取締役を除く。）で構成される常務会に委任しております。

なお、取締役会の構成員は次のとおりであります。

議長 取締役頭取 佐藤 健志
村上 尚登 横澤 英信 森 宏樹 葛尾 敏哉 保 和衛
村井 三郎（独立社外取締役） 村雨 圭介（独立社外取締役）
高橋 淳悦（監査等委員である取締役）
榎野 信治（監査等委員である独立社外取締役）
館脇 幸子（監査等委員である独立社外取締役）

（監査等委員会）

監査等委員会は監査等委員である社外取締役2名を含む3名で構成しており、さらに監査等委員である社外取締役の榎野信治氏及び館脇幸子氏を独立役員に選任しております。監査等委員である社外取締役2名とすることで監査機能の強化を図っております。また、監査等委員である社外取締役2名を独立性のある監査等委員である社外取締役として選任することにより一般株主保護に努めております。

監査等委員会規程などに基づき監査等委員会で決定した監査計画に従って監査を行うほか、取締役会への出席を通して取締役の業務執行状況について監査を行います。また、営業店及び本部各部の業務執行状況について営業店長、本部各部室長と面談し、内部統制の有効性及び法令等遵守状況等を監査しております。

2021年度の監査等委員会は6回開催しております。

なお、監査等委員会の構成員は次のとおりであります。

委員長 取締役常勤監査等委員 高橋 淳悦
榎野 信治（監査等委員である独立社外取締役）
館脇 幸子（監査等委員である独立社外取締役）

(指名・報酬委員会)

取締役会の任意の諮問機関として、指名・報酬委員会を設置しております。当該委員会は、独立社外取締役(監査等委員である取締役を除く。)全員、代表取締役及び必要に応じて取締役会が委嘱するその他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)が構成員となっております。また、独立社外取締役(監査等委員である取締役を除く。)が委員の半数以上を占め、委員の互選により独立社外取締役(監査等委員である取締役を除く。)を委員長としております。監査等委員会委員長は、取締役の「選解任」又は「報酬等」にかかる監査等委員会における意見形成に資するため、指名・報酬委員会に出席することができます。

当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、取締役会機能の独立性・客観性を強化するとともに公正かつ透明性の高いガバナンス態勢の構築に努めております。

2021年度の指名・報酬委員会は2回開催され、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役の選任及び解任や、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び執行役員の報酬などについて取締役会に答申しております。

なお、指名・報酬委員会の構成員は次のとおりであります。

委員長 取締役 村井 三郎(独立社外取締役)
村上 尚登 佐藤 健志 村雨 圭介(独立社外取締役)

(常務会)

常務会は常勤取締役(監査等委員である取締役を除く。)で構成され、原則毎週開催されており迅速な意思決定を行う体制を整備しております。取締役会で定めた基本方針に基づく業務執行や常務会規程に基づく付議案件等について審議するとともに、取締役会から委任を受けた重要な業務執行及び重要な銀行業務に係る意思決定機関としての機能を担っております。2021年度の常務会は66回開催しております。

なお、常務会の構成員は次のとおりであります。

議長 取締役頭取 佐藤 健志
村上 尚登 横澤 英信 森 宏樹 葛尾 敏哉 保 和衛

(コンプライアンス委員会)

コンプライアンス委員会はコンプライアンスマニュアルの改定、コンプライアンス・プログラムの策定、その他コンプライアンスに関する重要な事項を取締役会へ付議・報告するため設置しております。法令等遵守態勢の整備、強化及び事務管理を徹底することを目的としたコンプライアンス委員会を2021年度は5回開催しております。

なお、コンプライアンス委員会の構成員は次のとおりであります。

委員長 取締役頭取 佐藤 健志
村上 尚登 横澤 英信 森 宏樹 葛尾 敏哉 保 和衛
その他関連部室長

(ALM委員会)

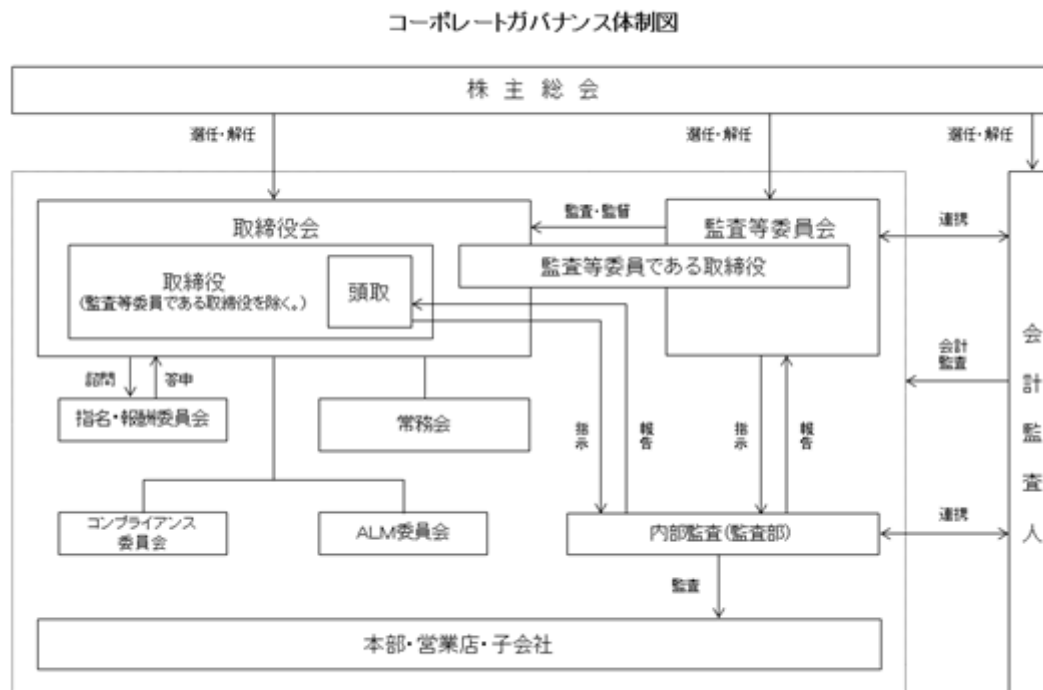
ALM委員会は資産・負債の総合管理、統合リスク管理(自己資本管理)及び流動性リスク管理に係る事項を各部横断的に協議決定するため設置しております。

資産・負債の総合管理、統合リスク管理(自己資本管理)及び流動性リスク管理の運営方針をALM委員会において定め、管理する態勢としております。ALM委員会の協議決定事項のうち重要な事項については、取締役会へ付議・報告しております。2021年度のALM委員会は19回開催しております。

なお、ALM委員会の構成員は次のとおりであります。

委員長 取締役頭取 佐藤 健志
村上 尚登 横澤 英信 森 宏樹 葛尾 敏哉 保 和衛
その他関連部室長

当行の機関・内部統制の関係を図で示すと次のとおりであります。



企業統治に関するその他の事項

イ．内部統制システムの整備の状況

当行は取締役会において、「内部統制システムの構築に関する基本方針」（以下、「基本方針」という。）を決議しており、制定した基本方針に基づき内部統制システムを構築・運用するとともに、適宜見直しを行い、内部統制の整備を図っております。

また、当行では内部統制システム整備の一環として、各業務に内在するリスクを洗い出し、リスクアプローチの観点から監査を実施することにより、内部統制システムに係る有効性評価を行う態勢整備を図っております。

ロ．リスク管理態勢の整備の状況

当行は業務運営上発生が予想されるリスクについて、統合的リスク管理の考えのもと取締役会がリスク管理の基本方針、及び管理態勢を定めております。

リスク管理の基本方針では、リスクを定量化し自己資本と対比して管理する統合リスク管理と、統合リスク管理の対象外とするリスク管理とに区分し、前者は、資産・負債の総合管理、自己資本管理、流動性リスク管理にかかる事項も含めALM委員会において管理する態勢としております。後者はリスクカテゴリーごとに主管部署を明確にし、当該主管部署ごとに管理態勢の堅確化に努め、リスク要因の顕在化を抑制する管理態勢としております。

なお、当行のリスク管理組織体制図については、「2 事業等のリスク（リスク管理体制）」に記載しております。

ハ．提出会社の子会社の業務の適正を確保するための態勢整備の状況

当行は子会社においてリスク管理規程等を定めるほか、リスク管理を確保するため、子会社管理の規程により子会社が行う各業務の所管部署を定め、業務運営について管理・指導を行っております。また、子会社においてもコンプライアンスマニュアル等を策定し、責任者を配置しております。

なお、当行の監査部門は子会社を監査し損失発生の危険性及び不適切な業務の内容が認められた場合、監査部門を担当する役付取締役及び常勤の監査等委員である取締役に報告する態勢としております。

責任限定契約の内容の概要

当行は非業務執行取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役が任務を怠ったことによつて生じた当行に対する損害賠償責任を法令に定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結しております。

役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当行は、保険会社との間で、当行の役員（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当行が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。

なお、当該保険契約では、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当行が当該被保険者に対して損害賠償責任を追及する場合には補填の対象としないこととしております。

また、現在の契約は2021年12月に更新しており、次回契約更新時には、同内容での更新を予定しております。

取締役の定数

当行の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、10名以内とする旨定款に定めております。

当行の監査等委員である取締役は、5名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当行は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により選任いたします。

取締役選任の決議要件として、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う旨及び累積投票によらない旨定款に定めております。

株式の種類ごとの差異の内容及び理由

当行は、普通株式とは種類の異なる株式（第一種優先株式）を発行することができる旨を定款に定めております。第一種優先株式は剰余金の配当及び残余財産の分配について普通株式に優先すること等の理由により、一定の場合を除き議決権を行使することができない無議決権株式としております。

取締役会で決議できる株主総会決議事項

当行は、自己株式の取得について、会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議をもって自己株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、機動的な資本政策の遂行を可能とすることを目的とするものであります。

また、中間配当について、取締役会の決議によって毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をすることができる旨定款に定めております。これは、株主への安定的な利益還元を目的とするものであります。

さらに、第一種優先株式に係る以下の事項については、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、取締役会で決議できる旨を定款に定めております。

イ．配当額に関する事項

ロ．優先株主に対する残余財産の分配に関する事項

ハ．普通株式を対価とする取得請求権の取得請求期間及び取得価額に関する事項

ニ．金銭を対価とする取得に関する事項

ホ．普通株式を対価とする取得に関する事項

株主総会の特別決議要件

当行は、会社法第309条第2項に定める決議及び会社法第324条第2項に定める決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性 10名 女性 1名 (役員のうち女性の比率9.09%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役会長 (代表取締役)	村上 尚登	1952年2月18日生	1974年4月 当行入行 2000年6月 水沢支店長 2002年6月 本店営業部長 2003年6月 執行役員本店営業部長 2006年4月 執行役員融資第二部長 2006年6月 常務取締役 2010年6月 専務取締役 2012年6月 取締役副頭取 2014年6月 取締役頭取 2022年6月 取締役会長(現職)	2022年6月 から1年	普通株式 85
取締役頭取 (代表取締役)	佐藤 健志	1966年6月6日生	1989年4月 当行入行 2006年10月 戦略サポート室長 2010年4月 戦略サポート部長 2011年5月 戦略統括部長 2013年6月 参事宮古地区本部長兼 宮古支店長 2015年4月 参事地域応援部長 2016年6月 常務取締役地域応援部長 2017年4月 常務取締役 2020年6月 専務取締役 2022年6月 取締役頭取(現職)	2022年6月 から1年	普通株式 39
取締役専務執行役員	横澤 英信	1954年8月22日生	1978年4月 当行入行 2002年6月 黒石野支店長 2006年4月 人事部長 2010年7月 事務統括部長 2011年6月 執行役員事務統括部長 2013年6月 執行役員本店営業部長 2014年6月 取締役本店営業部長 2015年6月 常務取締役本店営業部長 2016年4月 常務取締役 2019年6月 専務取締役 2022年6月 取締役専務執行役員(現職)	2022年6月 から1年	普通株式 62
取締役常務執行役員	森 宏樹	1963年5月18日生	1986年4月 当行入行 2008年4月 法人営業推進室長 2009年4月 融資統括部長 2012年2月 都南支店長 2014年4月 久慈支店長 2015年6月 参事久慈支店長 2016年4月 参事本店営業部長 2016年6月 執行役員本店営業部長 2018年6月 常務取締役 2022年6月 取締役常務執行役員(現職)	2022年6月 から1年	普通株式 47
取締役常務執行役員	葛尾 敏哉	1961年4月10日生	1985年4月 当行入行 2006年10月 黒石野支店長 2010年7月 秘書室長 2012年1月 秘書室長兼人事部長 2013年6月 参事人事部長 2015年4月 参事仙台支店長 2015年6月 執行役員仙台支店長 2018年6月 執行役員北上支店長 2020年6月 常務取締役 2021年4月 常務取締役本店営業部長 2022年4月 常務取締役 2022年6月 取締役常務執行役員(現職)	2022年6月 から1年	普通株式 42

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役執行役員	保 和衛	1960年5月10日生	1983年4月 岩手県庁入庁 2006年4月 同総合政策室政策評価担当課長 2008年4月 同商工労働観光部企業立地推進課総括課長 2012年4月 同政策地域部政策推進室政策監兼I L C推進監 2013年4月 同秘書広報室副室長兼首席調査監 2016年4月 同秘書広報室長 2018年4月 同副知事 2022年3月 同副知事退任 2022年6月 当行取締役執行役員(現職)	2022年6月から1年	-
取締役	村井 三郎	1963年7月27日生	1990年4月 検事任官 2000年3月 検事退官 2000年4月 弁護士登録 2000年11月 村井三郎法律事務所開設 2010年1月 盛岡市公正職務審査会会長(現職) 2013年4月 岩手弁護士会会長 2013年4月 日本弁護士連合会理事 2014年4月 岩手弁護士会理事(現職) 2014年5月 岩手県人権擁護委員連合会会長(現職) 2015年6月 当行取締役(現職)	2022年6月から1年	-
取締役	村雨 圭介	1972年7月20日生	1995年4月 三井物産(株)入社 2005年3月 三井物産(中国)有限公司金属第二部副部長 2007年2月 三井物産(株)退職 2009年4月 弁理士登録 2009年4月 特許業務法人SANSUI国際特許事務所入所(現職) 2012年10月 同所盛岡オフィス代表(現職) 2021年6月 当行取締役(現職)	2022年6月から1年	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役常勤監査等委員	高橋 淳悦	1962年2月9日生	1984年4月 当行入行 2006年4月 融資第一部長 2006年6月 融資統括部長 2009年4月 八戸支店長 2012年2月 経営企画部長 2013年6月 参事経営企画部長 2015年6月 執行役員経営企画部長 2016年6月 常務取締役経営企画部長 2017年10月 常務取締役 2020年6月 取締役常勤監査等委員(現職)	2022年6月 から2年	普通株式 12
取締役監査等委員	榎野 信治	1953年10月8日生	1976年4月 ㈱読売新聞社入社 2002年8月 ㈱読売新聞東京本社編集委員 2008年1月 同社論説副委員長 2012年6月 ㈱宮城テレビ放送取締役 2013年6月 同社常務取締役 2017年6月 ㈱テレビ岩手代表取締役社長 (現職) 2019年6月 当行監査役 2020年6月 当行取締役監査等委員(現職)	2022年6月 から2年	-
取締役監査等委員	館脇 幸子 (現姓 大友)	1979年7月13日生	2006年10月 弁護士登録 2010年3月 エール法律事務所入所(現職) 2011年10月 個人版私的整理ガイドライン 登録専門家(現職) 2018年11月 仙台事業再生研究会 幹事 (現職) 2018年12月 中小企業庁 経営革新等支援 機関認定(現職) 2020年4月 仙台家庭裁判所家事調停委員 (現職) 2020年6月 当行取締役監査等委員(現職)	2022年6月 から2年	-
計					普通株式 287

(注) 1. 取締役村井三郎、村雨圭介、榎野信治及び館脇幸子は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

2. 各取締役が保有するスキルのうち、特に期待する分野は次のとおりであります。

氏名	知見・経験									
	経営戦略	財務・会計	リスク管理	人事管理	営業	企業審査	市場運用	システム 事務	法務・ コンプライ アンス	地域経済
村上尚登										
佐藤健志										
横澤英信										
森宏樹										
葛尾敏哉										
保和衛										
村井三郎										
村雨圭介										
高橋淳悦										
榎野信治										
館脇幸子										

(注) 上記一覧表は、各取締役が有するすべての知見・経験を表すものではありません。

社外役員の状況

当行の社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）は2名、監査等委員である社外取締役は2名であります。

社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）村井三郎氏は、弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しており、また、岩手弁護士会会長や日本弁護士連合会理事を歴任された豊富な経験と高い見識により、当行の経営を客観的、中立的立場で監督していただき、主にコンプライアンスの観点から有益なアドバイスをいただくため選任しております。加えて、「指名・報酬委員会」委員長及び筆頭社外取締役として、経営陣との意見交換を適時行っております。なお、同氏は東京証券取引所に独立役員として届け出ております。また、同氏が所属する弁護士事務所において、当行と通常の銀行取引があります。

社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）村雨圭介氏は、弁理士として特許業務に精通しており、豊富な経験と幅広い知見を有しております。こうした経験・知見により、当行の経営を客観的、中立的立場で監督していただくため選任しております。加えて、「指名・報酬委員会」委員として、諮問事項の審議・検討に参加しております。なお、同氏は東京証券取引所に独立役員として届け出ております。また、同氏は、当行と通常の銀行取引があります。

監査等委員である社外取締役榎野信治氏は株式会社テレビ岩手代表取締役であり、また報道関係会社に長年携わった豊富な経験と会社経営者としての幅広い知見を当行の監査に反映していただくため選任しております。なお、同氏は東京証券取引所に独立役員として届け出ております。また、同氏が代表取締役を務める会社において、当行と通常の銀行取引があります。

監査等委員である社外取締役館脇幸子氏は弁護士として活躍されており、豊富な経験と幅広い知見を有しております。こうした経験・知見を活かすことにより、取締役の職務執行の監査及び経営の監督に反映していただくため選任しております。なお、同氏は東京証券取引所に独立役員として届け出ております。また、同氏は、当行と通常の銀行取引があります。

上記のほか、社外取締役との人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

当行では、2020年6月23日開催の取締役会において「社外取締役の独立性に関する基準」を決議しております。取締役村井三郎氏、村雨圭介氏、榎野信治氏及び館脇幸子氏は、当該基準並びに東京証券取引所の定めに基づく独立役員の条件を充足する社外役員であり、一般株主との利益相反の生じるおそれがないと判断されるため、独立役員として選任しております。

社外取締役については、社外における豊富な経験・知見を有しており、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス並びに多様性を確保した構成としております。また、当該社外取締役4名を独立性のある社外取締役として選任することにより一般株主保護に努めております。

なお、監査等委員である社外取締役については、その過半数が監査等委員である社外取締役で構成される監査等委員会により、監督・牽制機能の実効性の維持・向上に努めております。

(独立性に関する基準又は方針の内容)

当行が定める「社外取締役の独立性に関する基準」は、次のとおりであります。

当行の独立社外取締役は、東北銀行グループ(当行及び連結子会社。以下、「当行グループ」という。)に対する独立性を保つため、以下に定めるいずれの要件にも該当してはならない。

- イ. 当行グループの主要株主である者、及び主要株主である会社の業務執行者
- ロ. 当行グループを主要株主とする会社の業務執行者
- ハ. 当行グループを主要な取引先とする者、及び主要な取引先とする会社の業務執行者
- ニ. 当行グループの主要な取引先である者、及び主要な取引先である会社の業務執行者
- ホ. 当行グループを主要な借入先とする者、及び主要な借入先とする会社の業務執行者
- ヘ. 当行グループから役員報酬以外に、一定額を超える金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士またはコンサルタント等
- ト. 当行グループから一定額を超える金銭その他の財産上の利益を受けている監査法人、税理士法人、法律事務所等の法人及び団体に所属する者
- チ. 当行グループから多額の寄付または助成を受けている者、及び多額の寄付または助成を受けている法人及び団体の業務執行者
- リ. 上記イ.～チ.において過去5年間に該当していた者
- ヌ. 上記イ.～チ.において該当する者が重要な者である場合において、その者の配偶者または二親等以内の親族
- ル. 過去10年間に於いて当行グループの業務執行者であった者
- ヲ. 取締役、執行役員または支配人その他の重要な使用人の配偶者または二親等以内の親族

(注) 1. 「主要株主」とは、直近事業年度末に議決権の5%以上の株式を保有する者(または会社)をいう。

2. 「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役または支配人その他の使用人をいう。

3. 「当行グループを主要な取引先とする者(または会社)」とは、直近事業年度においてその者(または会社)の年間連結売上高の2%以上または1,000万円のいずれか高い方の支払いを当行グループから受けた者(または会社)をいう。

4. 「当行グループの主要な取引先である者(または会社)」とは、直近事業年度において当行グループの年間連結経常収益の2%以上の支払いを当行グループに行った者(または会社)、及び当行グループの連結総資産の1%以上の額の預金または与信残高のある者(または会社)をいう。

5. 「当行グループを主要な借入先とする者(または会社)」とは、その者(または会社)における当行グループからの借入シェアが50%以上、かつ法人の場合は直近事業年度末における連結総資産の10%以上、個人の場合は借入残高が1,000万円超の者(または会社)をいう。

6. 「一定額」とは、年間1,000万円をいう。

7. 「多額」とは、直近事業年度における法人及び団体の総売上高の2%以上または1,000万円のいずれか高い方を超える場合をいう。

8. 「重要な者」とは、取締役、監査役、会計参与、執行役または執行役員をいう。

社外取締役(監査等委員である取締役を除く。)又は監査等委員である社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である社外取締役は、取締役会への出席を通じ経営のチェックを行うとともに、内部統制部門を中心とした内部統制の有効性及び法令遵守状況等を確認しております。

社外取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、取締役会において、常勤の監査等委員である取締役より監査等委員会による監査の状況について説明を受けるとともに、内部統制の監査部門を担当する取締役(監査等委員である取締役を除く。)から内部管理態勢の状況等の報告を受け必要に応じて助言・指導を行うなど連携を図っております。

監査等委員である社外取締役については、監査等委員会において常勤の監査等委員である取締役から内部統制部門、内部統制の監査部門である監査部及び会計監査人からヒアリングした内部管理態勢の状況等の報告を受け必要に応じて助言・指導を行うなど連携を図っております。

(3) 【監査の状況】

監査等委員会監査等の状況

監査等委員会は監査等委員である社外取締役2名を含む3名で構成しております。また監査等委員である社外取締役の榎野信治及び館脇幸子を独立役員に指名しております。

監査等委員会監査の手続きについては、監査等委員会規程などにに基づき監査等委員会で決定した監査計画に従って監査を行うほか、取締役会への出席を通して取締役の業務執行状況について監査を行っております。また、営業店及び本部各部の業務執行状況について営業店長、本部各部室長と面談し、内部統制の有効性及び法令等遵守状況等を監査しております。

会計監査に関しては、期初に会計監査人から監査実施計画について説明を受け、期中に適宜監査状況を聴取し、四半期毎に監査実施状況及び監査結果の報告を受けるなど、緊密な連携を図りながら適切に進めております。

なお、当事業年度の監査等委員会の活動状況（開催頻度、個々の監査等委員である取締役の出席状況）は、次のとおりであります。

氏名	監査等委員会の 開催頻度及び出席状況
高橋 淳悦	当事業年度開催の監査等委員会6回のすべてに出席しております。
齋藤 淳夫	当事業年度開催の監査等委員会6回のすべてに出席しております。
榎野 信治	当事業年度開催の監査等委員会6回のすべてに出席しております。
館脇 幸子	当事業年度開催の監査等委員会6回のすべてに出席しております。

(注) 監査等委員会の平均所要時間は1時間程度であります。

(監査等委員会での主な検討事項)

監査等委員である取締役は、取締役会への出席を通して取締役の業務執行状況について監査を行うとともに、監査等委員会では、監査方針に基づき、取締役の職務執行に対する適法性、妥当性、法令等遵守、リスク管理、財務情報及び効率性に関する内部統制システムの構築・運用の状況を検討しております。

なお、監査等委員会における「監査方針」は、次のとおりであります。

- イ. 取締役の職務執行に関する適法性監査及び妥当性監査を行う。
- ロ. 法令等遵守、リスク管理、財務情報及び効率性に関する内部統制システムの構築・運用の状況について監査を行う。

(当事業年度における常勤の監査等委員である取締役の活動)

常勤の監査等委員である取締役の高橋淳悦及び齋藤淳夫は、常務会、コンプライアンス委員会及びALM委員会などの重要な会議へ出席し行内の情報収集に積極的に努めるとともに、関係部署から報告を求め、内部統制システムの構築・運用の状況を日常的に監視し検証しております。

さらに法令等の遵守状況や内部監査の状況について情報収集や意見交換を行うため、監査部長から監査結果の報告を受けるとともに情報交換を毎月開催しております。

また、営業店往査を実施するとともに、本部各部室長へのヒアリングを上期、下期にそれぞれ各1回実施しており、職務の遂行上知り得た情報を監査等委員会で報告し、情報を非常勤の監査等委員である取締役と共有しております。

このほか、取締役頭取等と意見交換を行っており、2021年度は9回面談しております。

内部監査の状況

内部統制の適切性・有効性を監査する組織として、7名からなる監査部を設置しております。監査部は、本部・営業店・グループ会社の監査を実施することにより、内部統制の適切性・有効性を評価し、改善提言等のプロセスを通じて、当行グループの価値の向上と健全性の確保に努めております。また、内部統制に係る対象業務プロセス及び対象範囲等について会計監査人と協議のうえ、連携を図りながら監査を行っております。監査結果については、定期的に取り締役会及び監査等委員会に報告するとともに、内部監査の指摘事項の改善状況を検証する態勢としております。

また、監査部は、内部監査の実施において、取締役頭取からの指示と監査等委員会からの指示が抵触する場合、監査等委員会の指示を最優先し、内部監査を実施するものとしております。

なお、監査部長は、常勤の監査等委員である取締役と毎月情報交換を行うとともに、その都度監査結果を報告し緊密に連携を図っております。

会計監査の状況

イ. 監査法人の名称

北光監査法人

ロ. 継続監査期間

45年間

北光監査法人は、当行の従来 of 会計監査人である公認会計士により設立され、1977年6月23日に当行の会計監査人として就任いたしました。従来 of 会計監査人である公認会計士の、監査期間を含めた継続監査期間については、調査が著しく困難なため北光監査法人の継続監査期間を記載しております。

ハ. 業務を執行した公認会計士

戸小台 誠

八重樫 健太郎

ニ. 監査業務に係る補助者の構成

当行の会計監査に係る補助者は、北光監査法人に所属する公認会計士2名、公認会計士試験合格者2名及び職員3名であります。

ホ. 監査法人の選定方針と理由

監査等委員会は、「会計監査人の解任又は不再任の決定の方針」を定めるとともに、会計監査人の再任の適否について、取締役、行内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手しかつ報告を受け、毎期検討いたします。

監査等委員会は、会計監査人を適切に評価するための基準を策定し、その職務遂行状況・監査体制・監査品質および独立性等を総合的に検討し、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

ヘ. 監査等委員である取締役及び監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員会は、会計監査人が会計監査を行うために必要な品質管理の基準を遵守しているか確認するほか、日本監査役協会の「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を参考とした評価基準に基づき評価しております。

監査報酬の内容等

イ. 監査公認会計士等に対する報酬

区 分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づ く報酬(百万円)	非監査業務に基づ く報酬(百万円)	監査証明業務に基づ く報酬(百万円)	非監査業務に基づ く報酬(百万円)
提出会社	34	-	34	-
連結子会社	-	-	-	-
計	34	-	34	-

ロ. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬

該当事項はありません。

ハ. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

二. 監査報酬の決定方針

該当事項はありませんが、監査内容及び監査日数等を勘案して決定しております。

ホ. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会において、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当該事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、適切と認められるため、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意をしております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当行は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めており、その内容は次のとおりであります。

2020年6月23日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

また、監査等委員である取締役の報酬についての、方針の決定の方法については、「八．役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定方法」に記載しております。

イ．取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬に関する基本方針

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、当行の業績及び企業価値の最大化に向けた意欲をより高めることのできる、適切、公正かつバランスの取れた報酬水準・報酬体系としております。なお、役職ごとの報酬方針は定めておりません。

() 業務執行取締役の報酬体系

業務執行取締役の報酬は、基本報酬である「固定報酬」、当期純利益及び各役員の成果を反映した「業績連動報酬」及び中長期的な企業価値向上に対するインセンティブを高めることを目的とする「譲渡制限付株式報酬」で構成しております。「業績連動報酬」は報酬総額の30%程度となるよう設計しております。

「固定報酬」は、役位及び職責に応じて支給し、「業績連動報酬」は、月額固定報酬に銀行業績係数と各役員の成果等を反映した個人業績係数を乗じて算出し、「譲渡制限付株式報酬」は役位及び職責に応じ、銀行の中長期的企業価値向上への貢献等を反映して決定いたします。

() 非業務執行取締役の報酬体系

非業務執行取締役の報酬は、業務執行から独立した立場を勘案し、役位に応じた「固定報酬」のみを支給いたします。

ロ．監査等委員である取締役の報酬に関する基本方針

監査等委員である取締役の報酬は、業務執行から独立し、取締役の職務執行の監査、及び経営の監督を行う立場であることを考慮した、適切かつ公正な報酬水準としております。

・ 監査等委員である取締役の報酬体系

監査等委員である取締役の報酬は、業務執行から独立した立場を勘案し、役位及び職責に応じた「固定報酬」のみを支給いたします。

ハ．役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定方法

() 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬決定手続き

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬については、取締役会が決定権限を有しており、指名・報酬委員会の答申内容を踏まえ決定しております。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲内となっております。

取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員については、客観的な視点と透明性を重視し、独立社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）が半数以上を占めるよう選任しております。

指名・報酬委員会の役員報酬に関する手続きの概要については、「取締役報酬算定基準」及び算定基準に基づく「役員ごとの報酬額」を協議・検討しております。当該協議・検討内容について、取締役会に答申いたします。

() 監査等委員である取締役の報酬決定手続き

監査等委員である取締役の報酬については、監査等委員会が決定権限を有しており、株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲内となるよう方針及び算定基準を定め、当該方針及び算定基準に基づき監査等委員である取締役の協議により決定いたします。

() 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

該当事項はありません。

二. 業績連動報酬等に関する事項

当行では、業績及び企業価値の最大化に向けた意欲を高めるため、業績連動報酬を算定する指標として、当期純利益（単体）を採用しております。具体的には、職位別の基準額に対し、当期純利益の水準に応じて定められた銀行業績係数と、個人別の成果等を反映した個人業績係数を乗じて算定しております。算定に用いた2021年3月期の当期純利益（単体）の目標は10億円であり、実績は11億82百万円でありました。

ホ. 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等の内容は当行の普通株式であり、割当を受けた当行の普通株式の払込期日から当行の取締役会が予め定める地位を退任する時点の直後の時点までの期間、本割当契約により割当を受けた当行の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこととしております。

また、株主総会で定められた当行の役員に対する報酬限度額は以下のとおりであります。

(a) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）（2020年6月23日開催の第100期定時株主総会決議）

年額220百万円以内（うち社外取締役分年額12百万円以内）であります。なお、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。

当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち、社外取締役は2名）であります。

(b) 監査等委員である取締役（2020年6月23日開催の第100期定時株主総会決議）

年額60百万円以内であります。

当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名（うち、社外取締役は3名）であります。

(c) 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬（2020年6月23日開催の第100期定時株主総会決議）

譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権は上記(a)の報酬枠とは別枠で、年額20百万円以内であり、普通株式の株式数上限を年25,000株以内としております。なお、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。

当該定時株主総会終結時点の対象取締役の員数は6名であります。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

当事業年度（自2021年4月1日 至2022年3月31日）

役員区分	員数	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別		
			固定報酬	業績連動報酬	左記のうち、 非金銭報酬等
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	7	161	118	42	7
監査等委員（社外取締役を除く）	1	20	20	-	-
社外取締役	6	27	27	-	-

(注) 1. 取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）に対する非金銭報酬等の総額の内訳は、業績連動報酬7百万円であります。

2. 上記には、2021年6月23日開催の第101期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名を含めております。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当行は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする株式を純投資目的である投資株式と区分し、政策保有目的の株式を純投資目的以外の目的である投資株式に区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

政策保有目的の株式については、投資先企業との中長期的・安定的な関係の維持・強化、配当受領等による収益の享受など、当行の企業価値の向上に必要と判断される場合に限定して保有しております。また、個別銘柄ごとに中長期的な視点から経済合理性（リスク・リターン）や成長性、収益性を検証した上で、地域経済との関連性、公共性、取引関係強化等を勘案し、保有の可否を判断いたします。上場株式にかかる保有の可否については、毎年検証を実施し、取締役会にてその内容を確認しております。検証により保有の意義が認められない場合には縮減を行う方針としております。

なお、経済合理性の検証については、銀行取引に伴う便益（投資先企業グループベース）や株式配当金等のリターンが当行の株主資本コストを上回るかを基準に判断しております。

また、2022年3月期の検証結果につきましては、経済合理性については大半の投資先企業が基準を上回っており、基準を下回る投資先企業においても、地域経済との関連性、公共性、取引関係強化等の観点から総合的に精査した結果、保有の合理性が認められると判断し、全ての銘柄を継続保有する方針としております。なお、当該検証結果は2022年3月28日開催の取締役会にてその内容を確認しております。

ロ. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の合計額(百万円)
上場株式	11	1,150
非上場株式	56	638

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)
該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
上場株式	-	-
非上場株式	2	0

ハ. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額に関する情報
(特定投資株式)

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果(注1) 及び株式数が増加した理由	当行の株式の 保有の有無
	株式数(株) 貸借対照表計上額 (百万円)	株式数(株) 貸借対照表計上額 (百万円)		
東日本旅客鉄道株式会社	48,100	48,100	当行が営業基盤とする地域の経済発展に重要な役割を担う同社との総合的な取引関係の維持・強化により、当行の中長期的な企業価値向上を図るため。	無
	341	377		
リニューアブル・ ジャパン株式会社	112,000	-	当行が営業基盤とする地域の経済発展に重要な役割を担う同社グループ会社との総合的な取引関係の維持・強化により、当行の中長期的な企業価値向上を図るため。なお、保有していた非上場株式の新規上場により株式数が増加しております。	無
	179	-		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果（注1） 及び株式数が増加した理由	当行の株式の 保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
日鉄鉱業株式会社	22,000	22,000	当行が営業基盤とする地域の経済発展に重要な役割を担う同社グループ会社との総合的な取引関係の維持・強化により、当行の中長期的な企業価値向上を図るため。	有
	155	149		
株式会社アークス	68,562	68,562	当行が営業基盤とする地域の経済発展に重要な役割を担う同社との総合的な取引関係の維持・強化により、当行の中長期的な企業価値向上を図るため。	無（注2）
	145	163		
東京海上ホールディングス株式会社	13,780	13,780	取扱商品の業務提携先であり、連携、協力関係を通じた金融サービスの向上により、当行の中長期的な企業価値向上を図るため。	無（注2）
	98	72		
株式会社富山銀行	40,200	40,200	システム共同行として様々な面で情報交換を行っており、同行との良好な関係の維持、強化を通じた当行の総合金融力強化のため。	有
	85	128		
株式会社大和証券グループ本社	120,640	120,640	同社グループとの業務上の連携を通じた先進的な知見の活用等による当行の総合金融力強化のため。	有
	83	69		
株式会社みちのく銀行（注3）	29,500	29,500	ATM手数料無料化の提携、債権流動化に係る特別目的会社の共同設立などの様々な取り組みを実施しており、同行との協力関係の維持、強化を通じた当行の総合金融力強化のため。	有
	26	32		
カメイ株式会社	21,000	21,000	当行が営業基盤とする地域の経済発展に重要な役割を担う同社との総合的な取引関係の維持・強化により、当行の中長期的な企業価値向上を図るため。	有
	21	26		
MS & ADインシュアランス グループホールディングス株式会社	2,672	2,672	取扱商品の業務提携先であり、連携、協力関係を通じた金融サービスの向上により、当行の中長期的な企業価値向上を図るため。	無（注2）
	10	8		
株式会社みずほフィナンシャルグループ	1,759	1,759	同社グループとの業務上の連携を通じた先進的な知見の活用等による当行の総合金融力強化のため。	無（注2）
	2	2		

（注）1．定量的な保有効果については、秘密保持の観点から個別の取引内容（貸出金及び預金の有無、残高及び金利等の条件等）を開示できないため記載しておりません。なお、保有の合理性については上記（5）イの方法にて毎年検証を行っております。

2．当該銘柄のグループ会社では、当行株式を保有しております。

3．株式会社みちのく銀行は、2022年4月1日で株式会社プロクレアホールディングスを完全親会社とする株式移転を実施しております。この株式移転により、株式会社みちのく銀行の普通株式1株につき、0.46株の割合で普通株式の割当交付を受けております。

保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
上場株式	52	2,628	46	2,214
非上場株式	-	-	-	-

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額(百万円)	売却損益の 合計額(百万円)	評価損益の 合計額(百万円)
上場株式	78	126	286
非上場株式	-	-	-

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額(百万円)
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	33,650	25
株式会社ジャックス	7,509	23

第5【経理の状況】

1. 当行の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1976年大蔵省令第28号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（1982年大蔵省令第10号）に準拠しております。
2. 当行の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（1982年大蔵省令第10号）に準拠しております。
3. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（自2021年4月1日 至2022年3月31日）の連結財務諸表及び事業年度（自2021年4月1日 至2022年3月31日）の財務諸表について、北光監査法人の監査証明を受けております。
4. 当行は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みとして、公益財団法人財務会計基準機構に加入し、会計基準の内容又はその変更等についての情報を入手できる体制を整えております。さらに、当行の監査を依頼している北光監査法人との協議を緊密に行うとともに、他監査法人等の主催するセミナーを積極的に受講し、適正開示等に努めております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
資産の部		
現金預け金	157,505	167,681
コールローン及び買入手形	5,000	-
金銭の信託	2,500	2,520
有価証券	1, 4 198,098	4 197,092
貸出金	2, 3, 5 629,392	2, 3, 5 631,576
外国為替	647	889
その他資産	2, 4 16,795	2, 4 16,738
有形固定資産	7, 8 7,865	7, 8 7,356
建物	1,844	1,738
土地	6 5,512	6 5,277
建設仮勘定	3	3
その他の有形固定資産	506	336
無形固定資産	438	335
ソフトウェア	306	235
その他の無形固定資産	131	99
退職給付に係る資産	968	1,117
繰延税金資産	488	959
支払承諾見返	2 5,009	2 3,828
貸倒引当金	3,194	3,120
資産の部合計	1,021,517	1,026,975
負債の部		
預金	4 894,910	4 895,272
譲渡性預金	600	-
借入金	4 71,982	4 79,360
外国為替	0	-
その他負債	7,914	7,642
退職給付に係る負債	16	17
睡眠預金払戻損失引当金	9	3
偶発損失引当金	124	135
ポイント引当金	22	40
利息返還損失引当金	5	2
再評価に係る繰延税金負債	6 822	6 748
支払承諾	5,009	3,828
負債の部合計	981,417	987,051
純資産の部		
資本金	13,233	13,233
資本剰余金	11,998	11,998
利益剰余金	12,043	13,040
自己株式	59	46
株主資本合計	37,215	38,225
その他有価証券評価差額金	1,188	164
土地再評価差額金	6 1,665	6 1,495
退職給付に係る調整累計額	30	38
その他の包括利益累計額合計	2,884	1,698
純資産の部合計	40,100	39,923
負債及び純資産の部合計	1,021,517	1,026,975

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
経常収益	13,548	13,807
資金運用収益	9,272	9,278
貸出金利息	8,021	7,833
有価証券利息配当金	1,215	1,292
コールローン利息及び買入手形利息	2	3
預け金利息	38	149
その他の受入利息	0	0
役務取引等収益	2,360	2,483
その他業務収益	1,504	1,553
その他経常収益	411	492
償却債権取立益	17	17
その他の経常収益	1,393	1,475
経常費用	11,804	11,688
資金調達費用	90	37
預金利息	89	36
譲渡性預金利息	0	0
債券貸借取引支払利息	0	-
借入金利息	0	0
その他の支払利息	0	0
役務取引等費用	803	734
その他業務費用	1,276	1,395
営業経費	8,909	8,895
その他経常費用	724	625
貸倒引当金繰入額	91	365
その他の経常費用	2,632	2,260
経常利益	1,743	2,118
特別利益	-	0
固定資産処分益	-	0
特別損失	20	246
固定資産処分損	20	1
減損損失	-	3,245
税金等調整前当期純利益	1,722	1,872
法人税、住民税及び事業税	533	627
法人税等調整額	39	92
法人税等合計	572	534
当期純利益	1,149	1,337
親会社株主に帰属する当期純利益	1,149	1,337

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
当期純利益	1,149	1,337
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,259	1,024
退職給付に係る調整額	180	8
その他の包括利益合計	1,439	1,015
包括利益	2,589	321
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	2,589	321

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	13,233	12,003	11,370	73	36,533
当期変動額					
剰余金の配当			474		474
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,149		1,149
自己株式の取得				0	0
自己株式の処分		7		14	7
利益剰余金から資本剰 余金への振替		2	2		-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	4	673	13	682
当期末残高	13,233	11,998	12,043	59	37,215

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	70	1,665	150	1,444	37,977
当期変動額					
剰余金の配当					474
親会社株主に帰属する 当期純利益					1,149
自己株式の取得					0
自己株式の処分					7
利益剰余金から資本剰 余金への振替					-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,259	-	180	1,439	1,439
当期変動額合計	1,259	-	180	1,439	2,122
当期末残高	1,188	1,665	30	2,884	40,100

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	13,233	11,998	12,043	59	37,215
会計方針の変更による 累積的影響額			30		30
会計方針の変更を反映し た当期首残高	13,233	11,998	12,012	59	37,184
当期変動額					
剰余金の配当			474		474
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,337		1,337
自己株式の取得				0	0
自己株式の処分		6		13	7
利益剰余金から資本剰 余金への振替		6	6		-
土地再評価差額金の 取崩			169		169
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	1,027	13	1,040
当期末残高	13,233	11,998	13,040	46	38,225

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	1,188	1,665	30	2,884	40,100
会計方針の変更による 累積的影響額					30
会計方針の変更を反映し た当期首残高	1,188	1,665	30	2,884	40,069
当期変動額					
剰余金の配当					474
親会社株主に帰属する 当期純利益					1,337
自己株式の取得					0
自己株式の処分					7
利益剰余金から資本剰 余金への振替					-
土地再評価差額金の 取崩					169
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,024	169	8	1,185	1,185
当期変動額合計	1,024	169	8	1,185	145
当期末残高	164	1,495	38	1,698	39,923

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	1,722	1,872
減価償却費	563	531
減損損失	-	245
貸倒引当金の増減()	122	74
退職給付に係る資産の増減額(は増加)	345	148
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	1	0
睡眠預金払戻損失引当金の増減()	7	5
偶発損失引当金の増減額(は減少)	24	11
ポイント引当金の増減額(は減少)	0	18
利息返還損失引当金の増減額(は減少)	2	3
資金運用収益	9,272	9,278
資金調達費用	90	37
有価証券関係損益()	125	28
金銭の信託の運用損益(は運用益)	-	105
固定資産処分損益(は益)	20	0
貸出金の純増()減	41,786	2,183
預金の純増減()	80,511	362
譲渡性預金の純増減()	200	600
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減()	71,077	7,377
預け金(日銀預け金を除く)の純増()減	423	503
コールローン等の純増()減	15,000	5,000
外国為替(資産)の純増()減	95	241
外国為替(負債)の純増減()	0	0
資金運用による収入	9,192	9,387
資金調達による支出	130	62
その他	845	95
小計	127,987	11,703
法人税等の支払額	313	640
営業活動によるキャッシュ・フロー	127,674	11,063
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	332,981	179,193
有価証券の売却による収入	29,972	25,423
有価証券の償還による収入	302,826	153,024
金銭の信託の増加による支出	2,500	-
有形固定資産の取得による支出	341	89
無形固定資産の取得による支出	57	80
有形固定資産の除却による支出	17	0
有形固定資産の売却による収入	9	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	3,090	916
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	474	474
自己株式の取得による支出	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	474	474
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	124,109	9,671
現金及び現金同等物の期首残高	31,175	155,284
現金及び現金同等物の期末残高	155,284	164,956

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 4社

連結子会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略しております。

(2) 非連結子会社

該当ありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連会社

該当ありません。

(3) 持分法非適用の非連結子会社

該当ありません。

(4) 持分法非適用の関連会社

該当ありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は次のとおりであります。

3月末日 4社

4. 会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 9年～30年

その他 5年～20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2020年10月8日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,128百万円（前連結会計年度末は1,257百万円）であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

当行の睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

連結子会社については、該当ありません。

(7) 偶発損失引当金の計上基準

当行の偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度による負担金の支払に備えるため、予め定めている貸出金等の償却・引当基準書に基づき将来の負担金支払見積額を計上しております。

連結子会社については、該当ありません。

(8) ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、連結子会社が行っているクレジットカード業務に係る交換可能ポイントの使用による費用負担に備えるため、当連結会計年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。

(9) 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、連結子会社が利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績等を勘案した見積返還額を計上しております。

(10) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当連結会計年度末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(11) 重要な収益及び費用の計上基準

当行及び連結子会社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

(12) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結子会社については、該当ありません。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

連結子会社については、該当ありません。

(14) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(重要な会計上の見積り)

1. 貸倒引当金

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
貸倒引当金	3,194百万円	3,120百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）」の4.「(5)貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の資金繰り等の状況を個別に評価し、設定しております。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響については、貸出先の業種等により異なるため、事業者ごとに積極的な資金供給及び貸付条件の変更等の対応を行っております。さらに、資金繰り等の状況把握を行い、債務者の状況変化に応じて随時査定を行っていることから、新型コロナウイルス感染症拡大の影響は当連結会計年度に係る連結財務諸表における貸倒引当金に十分に反映されていると判断しております。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響については、2022年度中に収束すると仮定しております。

翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通しには、将来キャッシュ・フローの見込、財政状態、収益性等の定量的要素、経営者の資質等の定性的要素があります。定量的要素、定性的要素のいずれについても見積りが介在する余地があり、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌連結会計年度に係る連結財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を与える可能性があります。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響については、経済環境への影響、感染症拡大の規模及び収束時期などの不確実性によって債権の評価に関する見積りが変動する可能性があり、翌連結会計年度に係る連結財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を与える可能性があります。

2. 繰延税金資産

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
繰延税金資産	488百万円	959百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

算出方法

将来の課税所得を見積り、その課税所得の範囲内でスケジューリング可能な将来減算一時差異について回収可能性があると認められる場合に繰延税金資産を計上しております。

主要な仮定

主要な仮定は、「将来の課税所得の見積りにおける中期経営計画をベースにした5年間の収益シミュレーション」及び「有税償却した貸倒引当金の将来減算一時差異のスケジューリング」であります。

中期経営計画は過去の実績や将来の経営環境等を考慮して策定されております。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響については、2022年度中に収束すると仮定しております。

有税償却した貸倒引当金の将来減算一時差異のスケジューリングについては、税務上の損金算入時期が明確となった場合に、回収可能性を判断し繰延税金資産を計上しております。

翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

繰延税金資産の回収可能性の判断は、毎決算期末時点において実施しておりますが、将来において一時差異を解消させるほどの十分な課税所得が見積もれない場合、または、将来の課税所得は十分見込める場合であっても、期末時点において、将来減算一時差異のスケジューリングが不能と判断された場合、繰延税金資産を取り崩すことになるため、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、連結子会社で計上していたカード年会費収益については履行義務が一定期間にわたり充足されるものであるため、年会費の適用期間に対応して収益を計上する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当連結会計年度の連結貸借対照表は、利益剰余金が30百万円減少しております。

また、当連結会計年度の連結損益計算書の経常収益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響額は軽微であります。

さらに、当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高が30百万円減少しております。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下、「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

なお、当連結会計年度に係る連結財務諸表に与える影響額はありせん。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前連結会計年度に係るものについては記載しておりせん。

(未適用の会計基準等)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第31号)の2021年6月17日の改正は、2019年7月4日の公表時において、「投資信託の時価の算定」に関する検討には、関係者との協議等に一定の期間が必要と考えられるため、また、「貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資」の時価の注記についても、一定の検討を要するため、「時価の算定に関する会計基準」公表後、概ね1年をかけて検討を行うこととされていたものが、改正され、公表されたものです。

(2) 適用予定日

2023年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(連結貸借対照表関係)

1. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
1,004百万円	- 百万円

2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	2,837百万円	2,804百万円
危険債権額	16,780百万円	15,244百万円
要管理債権額	1,022百万円	559百万円
三月以上延滞債権額	656百万円	271百万円
貸出条件緩和債権額	366百万円	287百万円
小計額	20,640百万円	18,608百万円
正常債権額	616,469百万円	619,661百万円
合計額	637,110百万円	638,269百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

(表示方法の変更)

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(2020年1月24日 内閣府令第3号)が2022年3月31日から施行されたことに伴い、銀行法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

3. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
1,327百万円	1,343百万円

4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
担保に供している資産		
有価証券	85,392百万円	77,164百万円
その他資産	6百万円	6百万円
計	85,398百万円	77,170百万円
担保資産に対応する債務		
預金	3,732百万円	7,685百万円
借入金	71,100百万円	78,500百万円

上記のほか、為替決済、手形交換等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
有価証券	3,030百万円	501百万円
その他資産	10,000百万円	10,000百万円

また、その他資産には、保証金及び敷金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
保証金	30百万円	30百万円
敷金	10百万円	10百万円

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
融資未実行残高	209,033百万円	204,488百万円
うち契約残存期間が 1年以内のもの	203,527百万円	199,530百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1999年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法に基づいて、（奥行価格補正、側方路線影響加算、不整形地補正による補正等）合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
	2,683百万円	2,440百万円

7. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
減価償却累計額	10,645百万円	10,796百万円

8. 有形固定資産の圧縮記帳額

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
圧縮記帳額	481百万円	481百万円
（当該連結会計年度の 圧縮記帳額）	（-百万円）	（-百万円）

（連結損益計算書関係）

1. その他の経常収益には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
株式等売却益	256百万円	278百万円
金銭の信託運用益	-百万円	105百万円

2. その他の経常費用には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
貸出金償却	8百万円	126百万円
株式等売却損	251百万円	64百万円
債権売却損	341百万円	-百万円

3. 減損損失

前連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

減損損失の判定に当たり、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）、遊休資産は各々を1つの単位としてグルーピングを行っております。

また、連結子会社は各々独立した単位としてグルーピングを行っております。

減損損失を計上した資産グループは、売却の決定又は継続的な地価の下落により、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

区分	地域	用途	種類	減損損失
稼働資産	宮城県内	営業店舗 1か所	土地	244百万円
遊休資産	岩手県内	所有土地 1か所	土地	1百万円
合計				245百万円

なお、当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額によっており、正味売却価額は売却予定価額又は路線価等に基づいて奥行価格補正等の調整を行って算出した価額等、合理的に算定された金額から処分費用見込額を控除して算定しております。

(連結包括利益計算書関係)

1. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額 (単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	1,727	1,389
組替調整額	57	77
税効果調整前	1,784	1,466
税効果額	525	442
その他有価証券評価差額金	1,259	1,024
退職給付に係る調整額		
当期発生額	237	3
組替調整額	21	8
税効果調整前	259	11
税効果額	78	3
退職給付に係る調整額	180	8
その他の包括利益合計	1,439	1,015

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	9,509	-	-	9,509	
第一種優先株式	4,000	-	-	4,000	
合計	13,509	-	-	13,509	
自己株式					
普通株式	39	0	7	32	(注)
合計	39	0	7	32	

(注) 当連結会計年度増加株式数0千株は単元未満株式の買取りによる増加であり、当連結会計年度減少株式数7千株は譲渡制限付株式報酬としての処分によるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月23日 定時株主総会	普通株式	236	25	2020年3月31日	2020年6月24日
	第一種 優先株式	0	0.125	2020年3月31日	2020年6月24日
2020年11月10日 取締役会(注)	普通株式	236	25	2020年9月30日	2020年12月10日

(注) 第一種優先株式については、2020年7月6日に預金保険機構が公表した震災特例金融機関等の「優先配当年率としての資金調達コスト(2019年度)」に基づき算出しております。当該「優先配当年率としての資金調達コスト(2019年度)」が0.00%であるため、第一種優先株式の配当については0円であります。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月23日 定時株主総会	普通株式	236	利益剰余金	25	2021年3月31日	2021年6月24日

(注) 第一種優先株式については、2020年7月6日に預金保険機構が公表した震災特例金融機関等の「優先配当年率としての資金調達コスト(2019年度)」に基づき算出しております。当該「優先配当年率としての資金調達コスト(2019年度)」が0.00%であるため、第一種優先株式の配当については0円であります。

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	9,509	-	-	9,509	
第一種優先株式	4,000	-	-	4,000	
合計	13,509	-	-	13,509	
自己株式					
普通株式	32	0	7	25	(注)
合計	32	0	7	25	

(注) 当連結会計年度増加株式数0千株は単元未満株式の買取りによる増加であり、当連結会計年度減少株式数7千株は譲渡制限付株式報酬としての処分によるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月23日 定時株主総会	普通株式	236	25	2021年3月31日	2021年6月24日
2021年11月15日 取締役会(注)	普通株式	237	25	2021年9月30日	2021年12月10日

(注) 第一種優先株式については、預金保険機構が公表した震災特例金融機関等の「優先配当年率としての資金調達コスト」に基づき算出しております。当該「優先配当年率としての資金調達コスト」が0.00%であるため、第一種優先株式の配当については0円であります。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月22日 定時株主総会	普通株式	237	利益剰余金	25	2022年3月31日	2022年6月23日

(注) 第一種優先株式については、2021年7月9日に預金保険機構が公表した震災特例金融機関等の「優先配当年率としての資金調達コスト(2020年度)」に基づき算出しております。当該「優先配当年率としての資金調達コスト(2020年度)」が0.00%であるため、第一種優先株式の配当については0円であります。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
現金預け金勘定	157,505百万円	167,681百万円
預け金(日銀預け金を除く)	2,221百万円	2,724百万円
現金及び現金同等物	155,284百万円	164,956百万円

(リース取引関係)

(借手側)

金額に重要性が乏しいため記載を省略しております。

(貸手側)

1. リース投資資産の内訳

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
リース料債権部分	1,485	1,584
見積残存価額部分	213	35
受取利息相当額	99	116
リース投資資産	1,598	1,503

2. リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の金額の回収期日別内訳

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)						
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
リース債権	-	-	-	-	-	-	-
リース投資資産に係る リース料債権部分	507	384	268	179	93	52	1,485

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2022年3月31日)						
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
リース債権	-	-	-	-	-	-	-
リース投資資産に係る リース料債権部分	507	392	304	216	103	61	1,584

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、国内に限定した銀行業務を中心に、リース業務やクレジットカード業務等の金融サービスに係る事業を行っております。主要な事業である銀行業務は、預金業務を中心とした資金調達により貸出金業務を行うほか、流動性確保のため安全性の高い有価証券等で運用を行っております。

このように、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、当行では、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っております。その一環として、ヘッジ目的に限定したデリバティブ取引も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する資産は、主として国内の法人及び個人に対する貸出金であり、取引先の契約不履行によってもたらされる信用リスク及び金利リスクに晒されております。また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託等であり、純投資目的等で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利リスク及び価格変動リスクに晒されております。

保有する負債は、資金調達の中心である国内の法人及び個人からの預金が主であり、予期せぬ預金の流出により資金確保が困難になる等の流動性リスク及び金利リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当行は、リスクの分散を基本とし、リスクに見合った収益力ある与信ポートフォリオの構築を目指した信用リスク管理を行っております。取引先への融資の審査判断については、内部基準で定められた決裁権限により、比較的风险が大きい融資は本部の審査専門部署や経営による審査判断が実施される態勢としております。

また、財務内容や返済の状況等の信用度に応じて取引先を区分する信用格付を実施しており、格付区分毎のリスクの状況に基づいて信用リスクを定量的に把握しております。信用リスクの定量化は四半期毎に実施しており、計測したリスク量については、自己資本を原資として配賦したリスク管理枠に収まるようALM委員会において管理しております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、リスク管理部署において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

市場リスクの管理

() 金利リスクの管理

当行では、資金の運用調達期間の不一致による金利リスクについて、統計的な手法により定量的に把握しており、月次で計測したリスク量は、他のリスク量と合算のうえALM委員会で管理しております。

各種リスクを適切にコントロールするため、取締役会において決定している統合的リスク管理方針に基づき、自己資本を原資として主要なリスク(信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク)にリスク資本を配賦して設定するリスク管理枠を定めております。

月次開催のALM委員会では、定量的に把握したリスク量が、前述のリスク管理枠に収まるよう管理しており、リスクと収益との状況を考慮したうえで、必要に応じ金利リスクの低減手法を導入しリスクコントロールを図る一方、新たなリスクテイクの方針を決定するなど、機動的かつ効率的な業務運営に努めております。

() 価格変動リスクの管理

当行では、配当収入及び値上り益の獲得、並びに有価証券ポートフォリオにおける金利リスクの相殺を主な目的として株式等への投資を行っており、投資金額については、先行きの金利や株価等の見通しと価格変動リスクの影響等を考慮し、期初のALM委員会において決定するほか、月次のALM委員会においても、リスクの状況等に応じ随時見直しを行う体制としております。

株式等の価格変動リスクについては、債券を含む投資有価証券全体について、株価や市場金利等の各リスク要因間の相関を考慮したうえで、市場部門のリスク量として一体で計測しております。

計測した市場部門のリスク量は、自己資本を原資として配賦したリスク管理枠に収まるようALM委員会において管理しております。

() デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、ヘッジ目的に限定し取引を行っております。ALM委員会においてデリバティブ取引の運用状況の報告及び取組方針の決定を行い、これを受けて取引限度額、取引手続き等を定めた行内規程に基づき取引を行っております。

() 市場リスクに係る定量的情報

当行において、市場リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「有価証券」、「金銭の信託」、「預け金」、「預金」、「借入金」、「デリバティブ取引」が対象となります。当行では、これらの金融資産、金融負債について、VaR（観測期間5年、保有期間240日、信頼区間99%、分散・共分散法）を用いて市場リスク量とし、市場リスクの定量的分析を行っております。市場リスクのリスク量の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債について、それぞれ各種リスクファクターに対する感応度を用いて算定しております。2022年3月31日現在、市場リスク量は、6,804百万円(2021年3月31日現在は7,136百万円)となります。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しているため、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスク量は捕捉できない可能性があります。

資金調達に係る流動性リスクの管理

流動性リスク管理に関しては、資金管理部署である市場金融部が対外的な資金決済状況を一元的に把握し、資金繰りのリスクの抑制に努めております。また、月次のALM委員会においても、資金の運用・調達状況の予測に基づく中長期的な資金動向の管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注1）参照）。また、現金預け金、コールローン及び買入手形、外国為替(資産・負債)、並びに短期社債は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

前連結会計年度（2021年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 金銭の信託	2,500	2,500	-
(2) 有価証券 その他有価証券	184,753	184,753	-
(3) 貸出金 貸倒引当金（*）	629,392 3,006		
	626,385	626,003	382
資産計	813,639	813,257	382
(1) 預金	894,910	894,915	5
(2) 譲渡性預金	600	600	-
(3) 借入金	71,982	71,937	45
負債計	967,492	967,452	40
デリバティブ取引 ヘッジ会計が適用されていないもの	-	-	-
ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	-
デリバティブ取引計	-	-	-

（*）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

当連結会計年度（2022年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 金銭の信託	2,520	2,520	-
(2) 有価証券 その他有価証券	196,280	196,280	-
(3) 貸出金 貸倒引当金（*）	631,576 2,863		
	628,712	628,217	494
資産計	827,512	827,018	494
(1) 預金	895,272	895,273	1
(2) 譲渡性預金	-	-	-
(3) 借入金	79,360	79,316	44
負債計	974,632	974,589	43
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されていないもの	-	-	-
ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	-
デリバティブ取引計	-	-	-

（*）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注1）市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
非上場株式（*1）	666	642
組合出資金（*2）	179	170

（*1）非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（*2）組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）第27項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（注2）金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度（2021年3月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	141,744	-	-	-	-	-
コールローン及び買入手形	5,000	-	-	-	-	-
有価証券						
その他有価証券のうち 満期があるもの	33,241	31,486	43,199	24,084	30,216	23,128
うち国債	1,000	6,000	3,000	-	2,000	-
地方債	10,778	8,710	11,094	13,084	12,585	16,460
短期社債	12,500	-	-	-	-	-
社債	8,149	14,211	21,456	9,439	9,723	6,159
貸出金（*）	80,704	113,876	104,930	76,894	73,125	122,949
合計	260,690	145,363	148,130	100,978	103,341	146,078

（*）貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない119,448百万円、期間の定めのないもの37,462百万円は含めておりません。

当連結会計年度（2022年3月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	152,673	-	-	-	-	-
コールローン及び買入手形	-	-	-	-	-	-
有価証券						
その他有価証券のうち 満期があるもの	13,940	39,168	26,888	29,875	47,894	26,657
うち国債	2,000	7,000	-	-	9,000	-
地方債	5,074	9,958	10,975	16,148	11,150	19,422
短期社債	-	-	-	-	-	-
社債	4,977	18,637	14,048	7,315	16,906	6,726
貸出金（*）	88,480	118,165	103,393	70,413	68,899	120,911
合計	255,095	157,333	130,281	100,288	116,794	147,568

（*）貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない117,891百万円、期間の定めのないもの43,420百万円は含めておりません。

（注3）借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度（2021年3月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金（*）	871,786	19,973	2,482	250	417	-
譲渡性預金	600	-	-	-	-	-
借入金	71,122	99	101	101	151	406
合計	943,509	20,072	2,583	351	569	406

（*）預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

当連結会計年度（2022年3月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金（*）	873,106	19,738	1,791	319	316	-
譲渡性預金	-	-	-	-	-	-
借入金	78,548	101	101	101	151	356
合計	951,655	19,839	1,893	420	468	356

（*）預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度(2022年3月31日)

(単位：百万円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	-	2,520	-	2,520
有価証券				
その他有価証券				
国債・地方債等	18,005	109,905	-	127,910
社債	-	25,140	-	25,140
株式	3,782	-	-	3,782
その他	-	12,553	-	12,553
資産計	21,787	150,119	-	171,907

(*) 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(2020年3月6日内閣府令第9号)附則第5条第6項の経過措置を適用した投資信託等については、上記表には含めておりません。連結貸借対照表における当該投資信託等の金額は26,893百万円であります。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度(2022年3月31日)

(単位：百万円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
貸出金	-	-	628,217	628,217
資産計	-	-	628,217	628,217
預金	-	895,273	-	895,273
譲渡性預金	-	-	-	-
借入金	-	79,316	-	79,316
負債計	-	974,589	-	974,589

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「(金銭の信託関係)」に記載しております。

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの現在価値技法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、TIBOR、国債利回り、期限前返済率、信用スプレッド、倒産確率、倒産時の損失率等が含まれます。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を信用リスク等のリスク要因を織込んだ割引率で割り引いて時価を算定しており、当該割引率が観察不能であることからレベル3の時価に分類しております。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

負債

預金、及び譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金は、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

「子会社株式」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 売買目的有価証券

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

3. その他有価証券

前連結会計年度(2021年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照 表計上額が取 得原価を超え るもの	株式	3,013	2,378	634
	債券	95,805	94,950	854
	国債	10,190	10,004	185
	地方債	35,874	35,632	241
	短期社債	-	-	-
	社債	49,740	49,312	427
	その他	17,357	16,570	787
	小計	116,176	113,899	2,276
連結貸借対照 表計上額が取 得原価を超え ないもの	株式	271	293	22
	債券	71,662	71,982	319
	国債	2,008	2,016	8
	地方債	37,184	37,441	257
	短期社債	12,499	12,499	-
	社債	19,970	20,024	54
	その他	9,143	9,370	227
	小計	81,077	81,646	568
合計		197,253	195,545	1,708

当連結会計年度（2022年3月31日）

	種類	連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照 表計上額が取 得原価を超え るもの	株式	2,907	2,145	761
	債券	53,647	53,223	423
	国債	13,057	12,960	97
	地方債	13,047	12,960	87
	短期社債	-	-	-
	社債	27,541	27,301	239
	その他	11,902	11,209	693
	小計	68,457	66,578	1,878
連結貸借対照 表計上額が取 得原価を超え ないもの	株式	875	1,012	137
	債券	105,406	106,476	1,069
	国債	4,947	4,953	5
	地方債	59,306	60,056	749
	短期社債	-	-	-
	社債	41,152	41,466	314
	その他	21,540	21,991	450
	小計	127,822	129,480	1,657
合計	196,280	196,059	221	

4．当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券
該当事項はありません。

5．当連結会計年度中に売却したその他有価証券
前連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	2,023	207	195
債券	22,394	98	22
国債	15,684	97	22
地方債	-	-	-
短期社債	5,499	0	0
社債	1,211	0	0
その他	5,638	171	276
合計	30,057	476	494

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	1,685	189	61
債券	16,519	24	48
国債	6,988	6	11
地方債	-	-	-
短期社債	-	-	-
社債	9,530	18	36
その他	7,270	267	105
合計	25,475	482	215

6. 保有目的を変更した有価証券
該当事項はありません。

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託
該当事項はありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託
該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）
前連結会計年度（2021年3月31日）

	連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）	うち連結貸借対 照表計上額が取 得原価を超える もの（百万円）	うち連結貸借対 照表計上額が取得 原価を超えないも の（百万円）
その他の金銭の信託	2,500	2,500	-	-	-

（注）「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

当連結会計年度（2022年3月31日）

	連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）	うち連結貸借対 照表計上額が取 得原価を超える もの（百万円）	うち連結貸借対 照表計上額が取得 原価を超えないも の（百万円）
その他の金銭の信託	2,520	2,500	20	20	-

（注）「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(其他有価証券評価差額金)

連結貸借対照表に計上されている其他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度 (2021年 3月31日)

	金額 (百万円)
評価差額	1,708
其他有価証券	1,708
その他の金銭の信託	-
() 繰延税金負債	519
其他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	1,188
() 非支配株主持分相当額	-
(+) 持分法適用会社が所有する其他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	-
其他有価証券評価差額金	1,188

当連結会計年度 (2022年 3月31日)

	金額 (百万円)
評価差額	241
其他有価証券	221
その他の金銭の信託	20
() 繰延税金負債	76
其他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	164
() 非支配株主持分相当額	-
(+) 持分法適用会社が所有する其他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	-
其他有価証券評価差額金	164

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

(1) 金利関連取引

該当事項はありません。

(2) 通貨関連取引

該当事項はありません。

(3) 株式関連取引

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引

該当事項はありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

(1) 金利関連取引

該当事項はありません。

(2) 通貨関連取引

該当事項はありません。

(3) 株式関連取引

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当行は、従業員の退職給付に備えるため積立型の確定給付制度及び企業型の確定拠出年金制度を採用しております。確定給付制度では、退職一時金制度及び確定給付企業年金制度を設けております。確定給付企業年金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給します。なお、確定給付企業年金制度にキャッシュ・バランス・プランを導入しております。また、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度において、退職給付信託を設定しております。

なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当連結会計年度末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
退職給付債務の期首残高	2,883	2,864
勤務費用	171	169
利息費用	-	2
数理計算上の差異の発生額	32	69
退職給付の支払額	223	285
過去勤務費用の発生額	-	-
その他	-	-
退職給付債務の期末残高	2,864	2,680

(注) 1. 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、一括して「勤務費用」に含めて計上しております。

2. 臨時に支払う割増退職金は含めておりません。

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
年金資産の期首残高	3,492	3,815
期待運用収益	98	107
数理計算上の差異の発生額	269	66
事業主からの拠出額	38	37
退職給付の支払額	82	113
その他	-	-
年金資産の期末残高	3,815	3,780

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	2,864	2,680
年金資産	3,815	3,780
非積立型制度の退職給付債務	951	1,099
連結貸借対照表に計上された負債と資産()の純額	-	-
連結貸借対照表に計上された負債と資産()の純額	951	1,099

退職給付に係る負債	16	17
退職給付に係る資産	968	1,117
連結貸借対照表に計上された負債と資産()の純額	951	1,099

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
勤務費用	171	169
利息費用	-	2
期待運用収益	98	107
数理計算上の差異の費用処理額	21	8
過去勤務費用の費用処理額	-	-
その他	-	-
確定給付制度に係る退職給付費用	95	72

(注) 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、一括して「勤務費用」に含めて計上しております。

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
過去勤務費用	-	-
数理計算上の差異	259	11
その他	-	-
合計	259	11

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

（単位：百万円）

区分	前連結会計年度 （自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）	当連結会計年度 （自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）
未認識過去勤務費用	-	-
未認識数理計算上の差異	43	55
その他	-	-
合計	43	55

(7) 年金資産に関する事項

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

区分	前連結会計年度 （自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）	当連結会計年度 （自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）
投資信託	61 %	61 %
債券	14 %	14 %
株式	14 %	14 %
生命保険一般勘定	10 %	10 %
その他	1 %	1 %
合計	100 %	100 %

(注) 1. その他は、信託銀行合同運用口や円貨短期資金運用などであります。

2. 年金資産合計には、企業年金制度に対して設定した退職給付信託が当連結会計年度は6%（前連結会計年度は6%）含まれております。

長期期待運用収益率の設定方法

企業年金基金の長期期待運用収益率は、運用を受託した複数の信託銀行及び生命保険会社において、期待運用収益確保のため、一部は債券運用で安定的な利息収入を確保するとともに、一部は株式運用により運用収益の拡大に努めてきた現在までの運用実績と将来期待される長期の収益率を考慮して設定しております。

退職給付信託の長期期待運用収益率は、運用を受託した信託銀行において、市場環境の変化に応じて組み入れ資産の配分比率を変更し、一定の運用成績の達成を目指す投資信託の現在までの運用実績と将来期待される長期の収益率を考慮して設定しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

区分	前連結会計年度 （自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）	当連結会計年度 （自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）
割引率	0.000 % (注)	0.072 %
長期期待運用収益率		
企業年金基金	2.500 %	2.500 %
退職給付信託	3.000 %	3.000 %

(注) 前連結会計年度の「割引率」は、「債券の利回りがマイナスとなる場合の退職給付債務等の計算における割引率に関する当面の取扱い」（実務対応報告第34号）及び「実務対応報告第34号の適用時期に関する当面の取扱い」（実務対応報告第37号）に基づき、ゼロを下限としております。

3. 確定拠出制度

当行の確定拠出制度への要拠出額は前連結会計年度27百万円、当連結会計年度29百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金損金算入限度超過額	1,157百万円	1,125百万円
退職給付信託設定額	718	739
退職給付に係る負債	5	5
減価償却損金算入限度超過額	204	200
有価証券償却否認額	100	100
その他	193	210
繰延税金資産小計	2,378	2,382
評価性引当額 (注)	1,075	1,003
繰延税金資産合計	1,303	1,378
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	519	76
退職給付に係る資産	294	339
その他	1	2
繰延税金負債合計	815	418
繰延税金資産の純額	488百万円	959百万円

(注) 繰延税金資産から控除された額(評価性引当額)の変動に重要性が乏しいため、当該変動の主な内容の記載を省略しております。

2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
法定実効税率	30.4%	30.4%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4	0.3
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.3	0.4
住民税均等割等	1.0	1.0
評価性引当額の増減	0.8	3.7
その他	0.9	0.9
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.2%	28.5%

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

区 分	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
経常収益	13,807
うち役務取引等収益	2,483
預金・貸出業務	278
為替業務	645
証券関連業務	253
代理業務	529
その他	776

(注) 上表には企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づく収益も含んでおります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「収益認識会計基準」の当行グループにおける、適用範囲は主として役務取引等収益が対象となります。

当行グループの「顧客との契約から生じる収益」に関する主要な業務における主な履行義務の内容は次のとおりであります。

(1) 預金・貸出業務

預金・貸出業務における主な収益は、ATM利用手数料や融資取扱手数料等であり、取引が発生又は関連サービスが提供された時点において履行義務を充足するものとして収益を認識しております。

(2) 為替業務

為替業務における主な収益は、国内外の送金手数料等であり、取引が発生又は関連サービスが提供された時点において履行義務を充足するものとして収益を認識しております。

(3) 証券関連業務

証券関連業務における主な収益は、投資信託の販売手数料及び投信代行手数料であり、投資信託の販売手数料は、取引が発生又は関連サービスが提供された時点において履行義務を充足するものとして収益を認識しております。

また、投信代行手数料等、関連サービスが提供される期間にわたって履行義務を充足するものについては、当該期間にわたって収益を認識しております。

(4) 代理業務

代理業務における主な収益は、保険の販売手数料や口座振替手数料等であり、取引が発生又は関連サービスが提供された時点において履行義務を充足するものとして収益を認識しております。

3. 当該連結会計年度及び当該連結会計年度の末日後の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

契約資産及び契約負債の残高等については、連結貸借対照表上、その他資産及びその他負債に計上していません。当連結会計年度において、契約資産及び契約負債の残高等に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当行グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、当行の経営事項及び業務執行に関する最高経営意思決定機関である取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当行グループは、当行に経営管理部門を置き、銀行業を中心にリース業などの金融サービスの提供を事業活動として展開しております。なお、「銀行業務」及び「リース業務」を報告セグメントとしております。

「銀行業務」は、銀行業及び信用保証業を中心とした銀行業を行っております。「リース業務」は、リース業を行っております。

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、経常利益であります。

報告されているセグメント間の取引方法は、一般的な取引と同様の条件で行っております。

3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位: 百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	連結財務諸表計上額
	銀行業務	リース業務	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	11,863	1,021	12,885	663	13,548	-	13,548
セグメント間の内部経常収益	222	46	268	241	510	510	-
計	12,085	1,068	13,153	904	14,058	510	13,548
セグメント利益	1,738	32	1,770	126	1,897	154	1,743
セグメント資産	1,019,535	3,564	1,023,100	3,418	1,026,519	5,001	1,021,517
セグメント負債	980,179	2,934	983,113	2,072	985,186	3,768	981,417
その他の項目							
減価償却費	529	18	547	17	565	1	563
資金運用収益	9,428	0	9,428	27	9,455	183	9,272
資金調達費用	90	29	119	3	123	32	90
特別利益	-	-	-	-	-	-	-
(うち固定資産処分益)	-	-	-	-	-	-	-
特別損失	20	-	20	0	20	-	20
(うち固定資産処分損)	20	-	20	0	20	-	20
(うち減損損失)	-	-	-	-	-	-	-
税金費用	515	10	525	41	566	5	572
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	383	8	391	7	399	-	399

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード業、ソフトウェアの開発及び販売業であります。

3. 「調整額」は、次のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額 154百万円は、すべてセグメント間取引消去によるものであります。

(2) セグメント資産の調整額 5,001百万円は、すべてセグメント間取引消去によるものであります。

(3) セグメント負債の調整額 3,768百万円は、すべてセグメント間取引消去によるものであります。

(4) 減価償却費の調整額 1百万円は、すべてセグメント間取引消去によるものであります。

(5) 資金運用収益の調整額 183百万円は、すべてセグメント間取引消去によるものであります。

(6) 資金調達費用の調整額 32百万円は、すべてセグメント間取引消去によるものであります。

(7) 税金費用の調整額 5百万円は、すべてセグメント間取引消去に係る法人税等調整額であります。

4. セグメント利益は、連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計	調整額	連結 財務諸表 計上額
	銀行業務	リース業務	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	12,051	1,098	13,150	656	13,807	-	13,807
セグメント間の内部経常収益	71	42	114	207	322	322	-
計	12,123	1,141	13,264	864	14,129	322	13,807
セグメント利益 又はセグメント損失（ ）	2,061	38	2,022	101	2,124	5	2,118
セグメント資産	1,024,962	3,205	1,028,168	3,696	1,031,865	4,889	1,026,975
セグメント負債	985,942	2,632	988,574	2,317	990,892	3,840	987,051
その他の項目							
減価償却費	496	17	514	18	533	1	531
資金運用収益	9,286	0	9,286	22	9,309	30	9,278
資金調達費用	37	28	65	2	68	30	37
特別利益	0	-	0	0	0	-	0
（うち固定資産処分益）	0	-	0	0	0	-	0
特別損失	246	-	246	-	246	-	246
（うち固定資産処分損）	1	-	1	-	1	-	1
（うち減損損失）	245	-	245	-	245	-	245
税金費用	483	18	501	30	532	2	534
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	153	6	160	9	170	-	170

（注）1．一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。

2．「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード業、ソフトウェアの開発及び販売業であります。

3．「調整額」は、次のとおりであります。

（1）セグメント利益又はセグメント損失（ ）の調整額 5百万円は、すべてセグメント間取引消去によるものであります。

（2）セグメント資産の調整額 4,889百万円は、すべてセグメント間取引消去によるものであります。

（3）セグメント負債の調整額 3,840百万円は、すべてセグメント間取引消去によるものであります。

（4）減価償却費の調整額 1百万円は、すべてセグメント間取引消去によるものであります。

（5）資金運用収益の調整額 30百万円は、すべてセグメント間取引消去によるものであります。

（6）資金調達費用の調整額 30百万円は、すべてセグメント間取引消去によるものであります。

（7）税金費用の調整額 2百万円は、すべてセグメント間取引消去に係る法人税等調整額であります。

4．セグメント利益又はセグメント損失（ ）は、連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券投資業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	8,021	1,691	3,835	13,548

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

（1）経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券投資業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	7,833	1,774	4,199	13,807

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

（1）経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業務	リース業務	計		
減損損失	245	-	245	-	245

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

該当事項はありません。

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及びその 近親者が議決 権の過半数を 所有している 会社（当該会 社の子会社を 含む）	盛岡ガス(株)	岩手県 盛岡市	80	ガス事業	被所有 直接 0.11	資金の貸付	資金の貸付	1,792	貸出金	1,640
						貸出金利息の 受取	貸出金利息の 受取	22	-	-
	盛岡ガス 燃料(株)	岩手県 盛岡市	12	小売・ 卸売業	被所有 直接 0.10	資金の貸付	資金の貸付	55	貸出金	80
	盛岡ガス サービス(株)	岩手県 盛岡市	10	ガス設備 点検保守業	被所有 直接 0.01	資金の貸付	資金の貸付	17	貸出金	27

(注) 1. 取引金額は、平均残高を記載しております。

2. 盛岡ガス(株)及び盛岡ガス燃料(株)は、当行取締役及びその近親者が議決権の過半数を所有しております。貸出金の取引条件については、当行の貸出金利適用基準等に従って、その他取引先と同様に取引条件を決定しております。

3. 盛岡ガスサービス(株)は、盛岡ガス(株)の子会社であります。貸出金の取引条件については、当行の貸出金利適用基準等に従って、その他取引先と同様に取引条件を決定しております。

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及びその 近親者が議決 権の過半数を 所有している 会社（当該会 社の子会社を 含む）	盛岡ガス(株)	岩手県 盛岡市	80	ガス事業	被所有 直接 0.11	資金の貸付	資金の貸付	1,612	貸出金	1,428
	盛岡ガス 燃料(株)	岩手県 盛岡市	12	小売・ 卸売業	被所有 直接 0.10	資金の貸付	資金の貸付	80	貸出金	40
	盛岡ガス サービス(株)	岩手県 盛岡市	10	ガス設備 点検保守業	被所有 直接 0.01	資金の貸付	資金の貸付	27	貸出金	24

(注) 1. 取引金額は、平均残高を記載しております。

2. 盛岡ガス(株)及び盛岡ガス燃料(株)及び盛岡ガスサービス(株)は、2021年6月23日付の当行取締役の退任に伴い、関連当事者ではなくなっております。なお、取引金額については関連当事者であった期間の取引金額を、期末残高については2022年3月31日の残高を記載しております。貸出金の取引条件については、当行の貸出金利適用基準等に従って、その他取引先と同様に取引条件を決定しております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

該当事項はありません。

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及びその 近親者が議決 権の過半数を 所有している 会社	盛岡ガス㈱	岩手県 盛岡市	80	ガス事業	被所有 直接 0.11	リース取引	リース取引	69	その他 資産	72

(注) 1. 取引金額は、平均残高を記載しております。

2. 盛岡ガス㈱は、当行取締役及びその近親者が議決権の過半数を所有しております。リース取引についてはその他取引先と同様に取引条件を決定しております。

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及びその 近親者が議決 権の過半数を 所有している 会社	盛岡ガス㈱	岩手県 盛岡市	80	ガス事業	被所有 直接 0.11	リース取引	リース取引	67	その他 資産	48

(注) 1. 取引金額は、平均残高を記載しております。

2. 盛岡ガス㈱は、2021年6月23日付の当行取締役の退任に伴い、関連当事者ではなくなっております。なお、取引金額については関連当事者であった期間の取引金額を、期末残高については2022年3月31日の残高を記載しております。リース取引についてはその他取引先と同様に取引条件を決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
1株当たり純資産額	3,175円82銭	3,154円96銭
1株当たり当期純利益	121円34銭	141円08銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	65円23銭	69円22銭

(注) 1. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
1株当たり当期純利益			
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	1,149	1,337
普通株主に帰属しない金額	百万円	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	1,149	1,337
普通株式の期中平均株式数	千株	9,475	9,482
潜在株式調整後1株当たり当期純利益			
親会社株主に帰属する当期純利益調整額	百万円	-	-
普通株式増加数	千株	8,149	9,842
うち優先株式	千株	8,149	9,842
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		-	-

(注) 優先配当額については、預金保険機構が公表した震災特例金融機関等の「優先配当年率としての資金調達コスト」に基づき算出しております。当該「優先配当年率としての資金調達コスト」が0.00%であるため、普通株主に帰属しない金額、親会社株主に帰属する当期純利益調整額については「-」であります。
2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	40,100	39,923
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	10,000	10,000
(うち優先株式払込額)	百万円	(10,000)	(10,000)
(うち優先配当額)	百万円	(-)	(-)
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	30,100	29,923
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	千株	9,477	9,484

(注) 優先配当額については、預金保険機構が公表した震災特例金融機関等の「優先配当年率としての資金調達コスト」に基づき算出しております。当該「優先配当年率としての資金調達コスト」が0.00%であるため、優先配当額については「-」であります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率(%)	返済期限
借入金	71,982	79,360	0.001	-
再割引手形	-	-	-	-
借入金	882	860	0.098	2022年5月～ 2038年10月
日銀借入金	71,100	78,500	0.000	2022年4月～ 2022年9月
1年以内に返済予定のリース債務	3	3	-	-
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	10	6	-	2025年2月

(注) 1. 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。

2. 日銀借入金は、無利息であります。

3. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

4. 借入金、日銀借入金及びリース債務の連結決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金(百万円)	48	50	50	50	50
日銀借入金(百万円)	78,500	-	-	-	-
リース債務(百万円)	3	3	3	-	-

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については連結貸借対照表中「負債の部」の「借入金」及び「その他負債」中のリース債務の内訳を記載しております。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により資産除去債務明細表の作成を省略しております。

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
経常収益(百万円)	3,716	7,214	10,522	13,807
税金等調整前四半期 (当期)純利益(百万円)	1,021	1,781	1,992	1,872
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (百万円)	709	1,510	1,669	1,337
1株当たり四半期(当期) 純利益(円)	74.82	159.30	176.05	141.08

(注)一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益 (は1株当たり四半期 純損失)(円)	74.82	84.47	16.77	34.95

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
資産の部		
現金預け金	157,505	167,681
現金	15,760	15,007
預け金	141,744	152,673
コールローン	5,000	-
金銭の信託	2,500	2,520
有価証券	1,251,998,173	1,5198,167
国債	12,198	18,005
地方債	73,058	72,354
短期社債	12,499	-
社債	69,711	68,693
株式	5,024	5,499
その他の証券	26,680	33,614
貸出金	3,6631,880	3,6634,016
割引手形	41,327	41,343
手形貸付	30,606	30,478
証書貸付	559,294	555,583
当座貸越	40,651	46,611
外国為替	647	889
外国他店預け	647	889
その他資産	3,511,083	3,511,141
前払費用	1	5
未収収益	709	715
その他の資産	10,372	10,421
有形固定資産	77,773	77,269
建物	1,814	1,709
土地	5,481	5,246
建設仮勘定	1	3
その他の有形固定資産	476	309
無形固定資産	413	324
ソフトウェア	281	225
その他の無形固定資産	131	99
前払年金費用	924	1,061
繰延税金資産	476	954
支払承諾見返	35,009	33,828
貸倒引当金	3,015	2,868
資産の部合計	1,019,372	1,024,987

(単位：百万円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
負債の部		
預金	5,897,069	5,897,606
当座預金	17,412	17,169
普通預金	510,963	527,492
貯蓄預金	13,923	14,566
通知預金	1,492	1,234
定期預金	332,877	318,404
定期積金	17,189	16,190
その他の預金	3,210	2,548
譲渡性預金	600	-
借入金	5,71,982	5,79,360
借入金	71,982	79,360
外国為替	0	-
売渡外国為替	0	-
その他負債	4,865	4,625
未払法人税等	356	361
未払費用	104	87
前受収益	283	293
給付補填備金	1	1
リース債務	14	10
資産除去債務	32	32
その他の負債	4,071	3,838
睡眠預金払戻損失引当金	9	3
偶発損失引当金	124	135
再評価に係る繰延税金負債	822	748
支払承諾	5,009	3,828
負債の部合計	980,483	986,308
純資産の部		
資本金	13,233	13,233
資本剰余金	11,154	11,154
資本準備金	11,154	11,154
利益剰余金	11,709	12,679
利益準備金	963	1,058
その他利益剰余金	10,746	11,621
繰越利益剰余金	10,746	11,621
自己株式	59	46
株主資本合計	36,037	37,021
その他有価証券評価差額金	1,186	162
土地再評価差額金	1,665	1,495
評価・換算差額等合計	2,852	1,658
純資産の部合計	38,889	38,679
負債及び純資産の部合計	1,019,372	1,024,987

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
経常収益	12,048	12,034
資金運用収益	9,482	9,286
貸出金利息	8,026	7,841
有価証券利息配当金	1,420	1,291
コールローン利息	2	3
預け金利息	38	149
その他の受入利息	0	0
役務取引等収益	1,922	2,038
受入為替手数料	730	653
その他の役務収益	1,192	1,385
その他業務収益	223	206
外国為替売買益	3	2
商品有価証券売買益	0	-
国債等債券売却益	220	203
その他経常収益	420	502
償却債権取立益	17	17
株式等売却益	256	278
金銭の信託運用益	-	105
その他の経常収益	146	100
経常費用	10,348	10,051
資金調達費用	90	37
預金利息	89	36
譲渡性預金利息	0	0
債券貸借取引支払利息	0	-
借入金利息	0	0
役務取引等費用	783	715
支払為替手数料	115	81
その他の役務費用	667	633
その他業務費用	350	389
国債等債券売却損	243	150
国債等債券償還損	107	239
その他の業務費用	0	-
営業経費	8,383	8,385
その他経常費用	740	523
貸倒引当金繰入額	119	284
貸出金償却	0	123
株式等売却損	251	64
その他の経常費用	369	50
経常利益	1,700	1,982
特別利益	-	0
固定資産処分益	-	0
特別損失	20	246
固定資産処分損	20	1
減損損失	-	245
税引前当期純利益	1,679	1,736
法人税、住民税及び事業税	459	565
法人税等調整額	37	109
法人税等合計	496	455
当期純利益	1,182	1,280

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本								自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	13,233	11,154	4	11,159	868	10,135	11,003	73	35,322	
当期変動額										
剰余金の配当					94	569	474		474	
当期純利益						1,182	1,182		1,182	
自己株式の取得								0	0	
自己株式の処分			7	7				14	7	
利益剰余金から資本剰 余金への振替			2	2		2	2		-	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）										
当期変動額合計	-	-	4	4	94	610	705	13	714	
当期末残高	13,233	11,154	-	11,154	963	10,746	11,709	59	36,037	

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	72	1,665	1,592	36,915
当期変動額				
剰余金の配当				474
当期純利益				1,182
自己株式の取得				0
自己株式の処分				7
利益剰余金から資本剰 余金への振替				-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,259	-	1,259	1,259
当期変動額合計	1,259	-	1,259	1,973
当期末残高	1,186	1,665	2,852	38,889

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	13,233	11,154	-	11,154	963	10,746	11,709	59	36,037
当期変動額									
剰余金の配当					94	568	474		474
当期純利益						1,280	1,280		1,280
自己株式の取得								0	0
自己株式の処分			6	6				13	7
利益剰余金から資本剰余金への振替			6	6		6	6		-
土地再評価差額金の取崩						169	169		169
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	-	-	94	875	970	13	983
当期末残高	13,233	11,154	-	11,154	1,058	11,621	12,679	46	37,021

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,186	1,665	2,852	38,889
当期変動額				
剰余金の配当				474
当期純利益				1,280
自己株式の取得				0
自己株式の処分				7
利益剰余金から資本剰余金への振替				-
土地再評価差額金の取崩				169
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,023	169	1,193	1,193
当期変動額合計	1,023	169	1,193	210
当期末残高	162	1,495	1,658	38,679

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価は、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 - (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	9年～30年
その他	5年～20年
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。
5. 収益及び費用の計上基準
「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。
6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2020年10月8日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,128百万円（前事業年度末は1,257百万円）であります。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理

(3) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(4) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度による負担金の支払に備えるため、予め定めている貸出金等の償却・引当基準書に基づき将来の負担金支払見積額を計上しております。

8. ヘッジ会計の方法

為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

9. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

(重要な会計上の見積り)

1. 貸倒引当金

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
貸倒引当金	3,015百万円	2,868百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表「注記事項（重要な会計上の見積り）1. 貸倒引当金」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

2. 繰延税金資産

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
繰延税金資産	476百万円	954百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表「注記事項（重要な会計上の見積り）2. 繰延税金資産」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

なお、当事業年度に係る財務諸表に与える影響額はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下、「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

なお、当事業年度に係る財務諸表に与える影響額はありません。

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
株式	1,081百万円	1,081百万円

2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、国債に含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
	1,004百万円	-百万円

3. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	2,713百万円	2,698百万円
危険債権額	16,780百万円	15,244百万円
要管理債権額	1,008百万円	540百万円
三月以上延滞債権額	642百万円	252百万円
貸出条件緩和債権額	366百万円	287百万円
小計額	20,502百万円	18,483百万円
正常債権額	616,903百万円	619,870百万円
合計額	637,405百万円	638,354百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

(表示方法の変更)

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(2020年1月24日 内閣府令第3号)が2022年3月31日から施行されたことに伴い、銀行法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

4. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
1,327百万円	1,343百万円

5. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
担保に供している資産		
有価証券	85,392百万円	77,164百万円
その他資産	6百万円	6百万円
計	85,398百万円	77,170百万円
担保資産に対応する債務		
預金	3,732百万円	7,685百万円
借入金	71,100百万円	78,500百万円

上記のほか、為替決済、手形交換等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
有価証券	3,030百万円	501百万円
その他資産	10,000百万円	10,000百万円

また、その他の資産には、保証金及び敷金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
保証金	30百万円	30百万円
敷金	10百万円	10百万円

6. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
融資未実行残高	203,560百万円	199,313百万円
うち契約残存期間が 1年以内のもの	198,053百万円	194,355百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

7. 有形固定資産の圧縮記帳額

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
圧縮記帳額	481百万円	481百万円
(当該事業年度の圧縮 記帳額)	(- 百万円)	(- 百万円)

(有価証券関係)

子会社株式

前事業年度(2021年3月31日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	-	-	-
合計	-	-	-

当事業年度(2022年3月31日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	-	-	-
合計	-	-	-

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

(単位: 百万円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
子会社株式	1,081	1,081

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金損金算入限度超過額	1,109百万円	1,054百万円
退職給付信託設定額	718	739
減価償却損金算入限度超過額	203	200
有価証券償却否認額	100	100
その他	170	184
繰延税金資産小計	2,303	2,278
評価性引当額(注)	1,025	923
繰延税金資産合計	1,277	1,355
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	518	75
前払年金費用	281	322
その他	1	1
繰延税金負債合計	801	400
繰延税金資産の純額	476百万円	954百万円

(注) 評価性引当額が前事業年度末より102百万円減少しております。この減少の主な要因は、貸倒引当金の将来減算一時差異に係る評価性引当額の減少によるものであります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
法定実効税率 (調整)	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が	30.4%
交際費等永久に損金に算入されない項目	法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	0.3
受取配当金等永久に益金に算入されない項目		0.4
住民税均等割等		1.0
評価性引当額の増減		5.8
その他		0.7
税効果会計適用後の法人税等の負担率		26.2%

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残 高(百万円)
有形固定資産							
建物	8,779	37	6	8,810	7,100	141	1,709
土地	[2,489] 5,481	9	(244) [244] 244	[2,245] 5,246	-	-	5,246
建設仮勘定	1	2	-	3	-	-	3
その他の有形固定資産	[1] 3,860	23	(1) 169	[1] 3,714	3,404	187	309
有形固定資産計	18,122	72	(245) 420	17,775	10,505	329	7,269
無形固定資産							
ソフトウェア	4,063	75	586	3,551	3,326	128	225
その他の無形固定資産	564	43	55	552	453	37	99
無形固定資産計	4,627	118	642	4,104	3,779	166	324
その他	-	-	-	-	-	-	-

(注) 1. 当期減少額欄における()内は減損損失の計上額(内書き)であります。

2. 「当期首残高」、「当期減少額」及び「当期末残高」欄の[]内は内書きで、土地の再評価に関する法律(1998年法律第34号)により行った土地の再評価実施前の帳簿価額との差額であります。なお、「当期減少額」については減損損失の計上額であります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	3,015	2,868	431	2,584	2,868
一般貸倒引当金(注)	659	745	-	659	745
個別貸倒引当金(注)	2,355	2,123	431	1,924	2,123
うち非居住者向け債権分	-	-	-	-	-
特定海外債権引当勘定	-	-	-	-	-
睡眠預金払戻損失引当金(注)	9	3	-	9	3
偶発損失引当金(注)	124	135	-	124	135
計	3,148	3,007	431	2,717	3,007

(注) 当期減少額(その他)欄に記載の減少額は洗い替えによる取崩額であります。

未払法人税等

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
未払法人税等	356	612	605	1	361
未払法人税等	254	371	392	-	233
未払事業税	102	240	212	1	128

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・売渡し 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取・売渡手数料	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (特別口座) 三菱UFJ信託銀行株式会社 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、岩手県盛岡市において発行する岩手日報及び東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。 公告掲載URL https://www.tohoku-bank.co.jp/notice/
株主に対する特典	ありません。

(注) 当行定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受け権利並びに単元未満株式の売渡請求をする権利以外の権利を有しておりません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当行は、法第24条の7第1項に規定する親会社等はない。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書 及びその添付書 類並びに確認書	事業年度 (第101期)	(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	2021年6月23日 関東財務局長に提出。
(2) 内部統制報告書 及びその添付書 類			2021年6月23日 関東財務局長に提出。
(3) 有価証券報告書 の訂正報告書及 び確認書	事業年度 (第101期)	(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	2021年7月15日 関東財務局長に提出。
(4) 四半期報告書 及び確認書	第102期第1四半期	(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)	2021年8月4日 関東財務局長に提出。
	第102期第2四半期	(自 2021年7月1日 至 2021年9月30日)	2021年11月19日 関東財務局長に提出。
	第102期第3四半期	(自 2021年10月1日 至 2021年12月31日)	2022年2月10日 関東財務局長に提出。
(5) 臨時報告書	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(当行の株主総会において決議事項が決議された場合)の規定に基づく臨時報告書		2021年6月28日 関東財務局長に提出。
	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2(完全子会社となる株式交換に係る基本合意書の締結)の規定に基づく臨時報告書		2021年7月2日 関東財務局長に提出。
(6) 臨時報告書の 訂正報告書	2021年7月2日提出の臨時報告書に係る訂正報告書		2022年2月10日 関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

株式会社 東北銀行

2022年6月9日

取締役会 御中

北光監査法人

岩手県盛岡市

代表社員 公認会計士 戸小台 誠
業務執行社員

代表社員 公認会計士 八重樫 健太郎
業務執行社員

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東北銀行の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東北銀行及び連結子会社の2022年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

貸倒引当金の算定	
(【注記事項】連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4. 会計方針に関する事項 (5)貸倒引当金の計上基準 参照)	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>2022年3月31日現在の株式会社東北銀行の連結財務諸表には31億円の貸倒引当金が計上されている。</p> <p>貸倒引当金の算定は、内部規定として定められている資産の自己査定基準及び償却引当基準に則ってなされている。その算定プロセスには、貸出先の債務償還能力等の評価により決定される自己査定や、過去の実績に基づき貸倒実績率を算定した上で必要な調整を加え予想損失率を算定するといった種々の見積が含まれている。</p> <p>自己査定は、貸出先の過去の実績に基づく債務償還能力の評価のみならず、貸出先の将来の事業計画等の評価が含まれるため、その評価には経営者の主観的な判断を伴う。また、貸倒実績率の算定は軽微な誤謬であっても、引当金の対象となる貸出金等の残高が大きいため金額的に重要な影響を及ぼす可能性があり、さらに、その貸倒実績率に加える必要な調整は将来の銀行外の経営環境の変化等を考慮したものであるため、同様に経営者の主観的な判断を伴う。</p> <p>貸出先の債務償還能力の評価についての経営者の判断や予想損失率の算定が適切でない場合には、結果として貸倒引当金及び貸倒引当金繰入額が適切に算定されないリスクが存在する。したがって、経営者の判断や予想損失率の算定の妥当性を検討することは、当監査法人の監査上の主要な検討事項である。</p>	<p>当監査法人は自己査定及び予想損失率の算定等を含む貸倒引当金の算定に関連する内部統制の有効性を評価した。</p> <p>主に債務者区分の誤りが貸倒引当金に重要な影響を及ぼすと考えられる貸出先の自己査定について、貸出先の過去の実績に係る経営者の評価の妥当性、また、策定された将来又は進行中の事業計画がある場合は、その実現可能性の評価の妥当性や進捗に係る経営者の評価の妥当性、そして、債務者区分決定の根拠となる、それらを含む貸出先の総合的な債務償還能力に係る経営者の評価の妥当性を批判的に検討した。</p> <p>予想損失率の算定について、貸倒実績率の算定の基礎となる過去の母集団及び毀損の実績データの網羅性及び計算の正確性について検討した。また、貸倒実績率に修正を加える必要性の有無及びその根拠について、銀行外の経営環境に鑑み、その妥当性について批判的に検討した。</p>

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社東北銀行の2022年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社東北銀行が2022年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

* 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

* 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

株式会社 東北銀行

2022年6月9日

取締役会 御中

北光監査法人

岩手県盛岡市

代表社員 公認会計士 戸小台 誠
業務執行社員

代表社員 公認会計士 八重樫 健太郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東北銀行の2021年4月1日から2022年3月31日までの第102期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東北銀行の2022年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

貸倒引当金の算定

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（貸倒引当金の算定）と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

* 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

* 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。